

熟議民主主義における熟議形態の考察：ディベートとディスカッションの比較を通して

榎本，航征
九州大学共創学部

<https://hdl.handle.net/2324/7375791>

出版情報：Kyushu University, 2022, 学士, 学士
バージョン：
権利関係：



熟議民主主義における熟議形態の考察
ーディベートとディスカッションの比較を通してー

2022 年度ディグリープロジェクト

卒業論文

九州大学共創学部

1SI19030E

榎本航征

2023 年 1月 16 日

目次

図一覧	iv
表一覧	v
第1章 序論	1
1.1 本研究の概要	1
1.2 本論文の構成	2
第2章 民主主義の限界	3
2.1 はじめに	3
2.2 自由民主主義の概説	3
2.3 再帰的近代化による分断社会	6
2.4 再帰的近代化の下における自由民主主義の機能不全	8
第3章 熟議民主主義に関する先行研究	12
3.1 はじめに	12
3.2 熟議民主主義研究の展開	12
3.2.1 熟議とは何か	12
3.2.2 熟議民主主義の定義と理論的研究	14
3.2.3 熟議民主主義の制度化研究	17
3.3 熟議民主主義研究の重要性	21
第4章 先行研究の課題：ディベートとディスカッションという熟議形態の区別	24
4.1 はじめに	24
4.2 先行研究の問題点	24
4.3 区別不足が引き起こす問題	28
4.4 熟議形態としてのディベートとディスカッション間の差異	29
4.5 小括	35
第5章 研究方法	37
5.1 はじめに	37
5.2 先行研究の問題点を踏まえたリサーチクエスション	37
5.3 手法	38
5.3.1 被験者の情報	38
5.3.2 データ収集の方法	39
第6章 結果と考察	42
6.1 はじめに	42
6.2 選好の変化	42
6.3 理由の変化	44
6.3.1 「熟慮」の特徴と理由の変化	44

6.3.2 「熟議」の特徴と理由の変化	49
第7章 結論.....	56
7.1 はじめに	56
7.2 研究成果の要約	56
7.3 研究成果の意義.....	57
7.3.1 学術的意義.....	57
7.3.2 社会的意義.....	58
7.4 本研究の限界と今後の展望.....	58
参考文献	60
付録1. 実験で用いたトピックに関する資料.....	64
付録2. 事前・事後アンケートの質問形式	75

図一覧

図 3-1 良い熟議の基準	14
図 3-2 田村が提示する熟議民主主義のモデル	16
図 3-3 プランニング・セルにおけるユニット設計	20
図 3-4 プランニング・セルによる市民鑑定作成	20
図 4-1 意思決定者に依拠したディベートとディスカッションの差異	34
図 5-1 研究の流れ	39
図 6-1 ディスカッショングループの選好変化	43
図 6-2 ディベートグループの選好変化	43

表一覧

表 4-1 ディベートとディスカッションの理論的差異	35
表 5-1 被験者の属性	38
表 5-2 ディベートのタイムテーブル	40
表 5-3 インタビュー調査に使用した質問項目	41
表 6-1 選好の変化に関する回答数値	42
表 6-2 アンケートにおけるディスカッショングループの理由変化（一回目から二回目）	44
表 6-3 アンケートにおけるディベートグループの理由変化（一回目から二回目）	47
表 6-4 アンケートにおけるディスカッショングループの理由変化（二回目から三回目）	49
表 6-5 アンケートにおけるディベートグループの理由変化（二回目から三回目）	51

第1章 序論

1.1 本研究の概要

近年、世論の分断やフェイクニュースによって、自由民主主義制度、特に投票と代表に基づいた民主主義のシステムへ疑問が呈されている。実際、民主主義の劣化が様々な民主主義国家において観察され、世界における民主主義国家に住む人口は強権国に住む人口と比べ減少しつつある(日本経済新聞, 2022)。そのような潮流の中、話し合いを理論の中心に置く熟議民主主義が民主主義研究において注目を集めている。熟議民主主義は投票と代表を備える民主主義制度の前提である、人々の選好は所与という概念を否定し、話し合い(熟議)によって人々の持つ選好が変化することで、より洗練されたものになると考える。熟議民主主義はハーバーマスらによって規範的に支持されるとともに、世界各国で実社会へ制度化され、実証的な研究に関する知見も蓄積されてきた(山本, 2021)。日本においても、文部科学省が「文科省政策創造エンジン 熟議カケアイ」サイトを開設し、ネット上で教育政策に関する熟議促進が試みられるとともに、複数の熟議の場が設けられた(文部科学省, 2011)。本研究の目的は、そのような熟議民主主義における熟議形態の在り方を理論的・実証的に問い直すことにある。これまで熟議民主主義における熟議は、ディスカッションという形態によって制度化されてきた。実際、制度化に関する先行研究はディスカッション形式で熟議を行った事例が大半である。しかしながら、話し合いの形態はディスカッションのみに限定されない。例えばディスカッションとは異なる話し合いや意思決定の例として、対立した二チームが互いに議論を展開し合うディベートが挙げられる(Freeley & Steinberg, 2013)。本研究では、そのようなディベートとディスカッションは理論的に異なるものであり、実際にディベートもしくはディスカッションの手法を用いて熟議を行うと異なるアウトカムが得られることを明らかにする。すなわち、これまで熟議を制度化する際にはディスカッションが用いられてきたが、そのような制度化の妥当性を見直す必要があるという主張を展開する。さらに、ディスカッションとディベートの間に差異が存在することを鑑みると、熟議のプロセスを通して何を実現したいのかを事前に決定しておけば、熟議の形態を選択することも可能となることを提示する。それゆえに本研究の結果は、より良い熟議民主主義の在り方や社会への実装の方法を考えるうえで重要なものとなる。熟議民主主義が持つ、話し合いを民主主義に組み込むという理想論的な観念は批判を受けやすい(田村, 2010)。しかしながら、熟議の方法を仔細に検討すると、話し合いを多様な方法で実現する方法が浮かび上がり、熟議民主主義の理念を実現する現実的かつ適切な手法を探索する手がかりとなる。さらに現在、教育の場における言語活動の充実が掲げられており、実際ディベート・ディスカッションといった議論・討論を含んだ教育手法は英語科や社会科をはじめとした複数の科目・観点から注目を集め、平成30年告示の高等学校学習指導要領外国語編・英語編にディベート・ディスカッションに関する記述があるほか、社会科研究の文脈でも活用されている(吉永, 2014; 文部科学省, 2012, 2018)。本研究の結果は、そのような教育が市民教育、ひいてはよ

り良い民主主義への貢献としても成立しうる可能性を示唆することとなる。

1.2 本論文の構成

本章に続く第二章では、本研究の学問的な背景となる民主主義理論について詳しく解説する。特に、現在民主主義の支配的なモデルとなっている自由民主主義についての先行研究を参照しつつ、その特徴と問題点を検討する。同時にこの作業を通して、なぜ現在多くの民主国家で採用されている自由民主主義は見直されなければならないのかを明らかにする。第三章では、熟議民主主義の代表的な先行研究を整理する。熟議民主主義が注目されはじめた 1990 年代から現在に至るまで、熟議民主主義研究は理論・規範研究にとどまらず、熟議民主主義という理想を実社会に実装するという制度化の側面を含む知見を蓄積してきた。第三章ではそのような理論・実践両面の蓄積を概観しつつ、熟議民主主義に関する先行研究がどのような展開を繰り返してきたのかについて整理を行う。さらに、投票と代表に立脚する自由民主主義と熟議民主主義を対比し、後者の重要性を論証する。第三章を受け、続く第四章では熟議民主主義に関する先行研究で扱われてこなかった、熟議の区別不足という問題を指摘する。先述の通り、これまでの熟議民主主義研究においてはディスカッションのみが使用されており、ディベートという熟議の方法が使用されてこなかった。第四章ではそのような指摘をしつつ、まず初めに、なぜディベートが熟議民主主義における熟議の形態として活用されてこなかったのかについての分析を行い、区別不足がはらむ問題点を検討する。その後、議論学やコミュニケーション学におけるディベートとディスカッションの区別を援用しつつ、なぜ区別を行うことが妥当なのかについて、両者間の差異に着目しつつ論証していく。このような検討を加えることで、理論的になぜディベートとディスカッションが区別されるべきであるかを明らかにする。第五章・第六章では、前章までで展開した理論的な区別の妥当性を、実証実験を行うことで探索的に証明していく。第五章では、前章までの検討を踏まえたリサーチクエスションの設定を行い、研究方法について詳述する。第六章では研究結果を提示するとともに、考察を加える。第七章では、今回の研究の結論を要約した後、熟議民主主義における熟議形態、特にディベートとディスカッションの比較研究に関する研究の意義を提示し、今後の課題および展望を示す。

第2章 民主主義の限界

2.1 はじめに

民主主義(Democracy)とは、語源としては古代ギリシア語において人民を意味する”Demos”と支配・権力を意味する”Kratos”が合わさったものであるが、現代の我々が日常生活において「民主主義」という表現を使用するとき、その言葉は自由民主主義という民主主義の一形態を表していることが大多数である。一般的かつ現代的な通念として、民主主義が機能している国では投票と代表が存在するということが広く信じられている。しかし、このような投票と代表を要素として持っているということが民主主義の絶対的な必要条件であるとみなすことはできない。山本(2021, p. 4)は以下のように指摘する。

代表制をもったこんにちの政治体制は「自由民主主義」、あるいは「リベラルデモクラシー」と呼ばれる。一般にこれは、フランス革命以降にヨーロッパ諸国を中心に成立した政治体制を指す。(中略) いずれも私たちにとってはおなじみの諸制度であるが、古代ギリシャ人からすると、このような政治体制が同じ民主主義とは信じられないに違いない。

つまり、時間や地域、社会的文脈によって民主主義が何を意味するかということは異なってくるのである。

本研究の大前提となる民主主義に関して明らかにするため、2.2 節では、現在支配的な民主主義のモデルである自由民主主義の類型である競争型エリート主義および利益集計型民主主義について概説し、その特徴を説明する。続く 2.3 節では分断社会が生じている現状を指摘しつつ、現代社会を表す概念である再帰的近代化にその理由を求める先行研究を紹介する。2.4 節では、前節までの検討を援用しつつ、再帰的近代化の進展を踏まえた自由民主主義の問題点を指摘することで、なぜ新しい民主主義のモデルが必要とされているかについて説明する。

2.2 自由民主主義の概説

本節では現在多くの国で採用されている民主主義の制度である、自由民主主義について簡潔に説明する。特に、自由民主主義の類型の一部である競争型エリート主義と集計型民主主義の特徴に着目しつつ、自由民主主義が具体的にどのような制度の下に機能しているかについて概説する。

本章の冒頭にも記載した通り、民主主義と一言で言っても様々な形態があり、古代ギリシャにおけるスタンダードな民主主義と現代社会におけるスタンダードな民主主義には乖離がある。ただ、現在多くの国において採用されている民主主義は、自由民主主義と呼ばれるものである。この自由民主主義の特徴は以下4点にまとめられる。それはすなわち、「①立

憲主義による人権の確保、②政党間競争と普通選挙とに基づく代表制、③「公的領域」としての国家と「私的領域」としての社会（経済と親密圏の二つの領域を含む）との分離、④公共精神ではなく自己利益を政治行動の基礎とする」の4点である(田村 et al., 2020, p. 209)。我々が民主的な国家や政体を例示する場合、このような条件をそろえた国々を指すことが大半だろう。特に、②の代表制、そして④の自己利益の公共精神に対する優越性は、スタンダードな民主主義の条件としては非常に的確なものである。

このような自由民主主義における市民の役割を表すものとして、競争型エリート主義と集計型民主主義という二つのモデルが存在する。前者は②の代表制が民主主義の基礎であるという考え方であり、後者は④の自己利益の優先が民主主義の基礎となっているという考え方をしている。このどちらも似通ったものではあるが、現在の民主主義がいかに機能しているかを理解する手助けとなるため、一つ一つ概観していく。

まず一点目が、競争型エリート主義である。このモデルはシュンペーターによって始めて記述された。彼は著者である『資本主義・社会主義・民主主義』の中で、彼が古典的学説と呼ぶ従来の民主主義の考え方を批判しつつ、以下のように主張する¹(シュンペーター, 1995, p. 429)。

かくてこの説（古典的学説）によれば、民主主義的装置の第一義的な目的は、選挙民に政治問題の決定権を帰属せしめることにあり、これに対し代表を選ぶのはむしろ第二義的なこととされる。さてわれわれは、この二つの要素の役割を逆にして、決定を行うべき人々の選挙を第一義的なものとし、選挙民による問題の決定を第二義たらしめよう。(括弧内筆者)

我々はよく、現代社会の中で国民主権という言葉聞く。これはつまり、物事の決定権は国民に帰属すべきであるという規範を表している。しかしながら、シュンペーターはそのような国民主権がもたらす帰結は望ましいものではなく、むしろ統治するという権力を行使するエリートを選び出すことに選挙、もしくは民主主義的装置の目的を見出そうとする。このモデルにおいては、国民の役割は非常に限られているのが見て取れるだろう。国民が行うべきことは選挙に行き、彼らを統治するエリートを選出することに限られており、物事の決定権の大部分はそのような民主主義的装置の中で互いに競争しあい、その結果選抜された代表に委ねられる。現在の民主主義においても、基本的に国民が政治に関与するのは選挙の際に代表を選出する際のみであり、その他には特に関与しないという状況は数多く観察することが出来るだろう。なお、シュンペーターはこのような競争型エリート主義を規範として

¹ ここで言う古典的学説の具体例として、ルソーの一般意思論が挙げられる。シュンペーターはルソーが述べるような公益（一般意思）を一義的に定めることの不可能性や、民衆が常に合理的ではないことを述べる。詳しくは山本(2021, pp. 64-67)を参照。

ではなく実証的な記述として提示した点には注意が必要である。彼は経済学者として現実の民主主義がどのように機能しているかを分析したにすぎず、このような競争型エリート主義を必ずしも民主主義のあるべき姿として提示したわけではない。しかしながら、このようなモデルが実際の民主主義を表している限り、その民主主義論を批判的に読み解くことは可能であろう。

自由民主主義を表す二点目のモデルが、集計型民主主義である。この集計型民主主義の考え方では、「民主的な政治過程を、市民が個々に表す意思を集計・集約する過程とみな」し、さらに、そのような集計の際には「各市民の意思は所与とされる」（田中, 2018, p. 7）。つまり、市民に求められている役割は投票の際に各自が持っている選好を政治過程にインプットするというものだけである。先ほどの競争型エリート主義とは異なり、このモデルにおいては国民にも問題の決定権があることを認めている。しかしながら、選挙の過程において市民の意見はより良いものに洗練されるわけではなく、元来持っている各自の意見をただ単に表明し、そのような各人の意見を集計したものが政治の方向性となる。このモデルは、現在の民主主義がいかに自己利益中心で機能しているかを的確に指摘している。つまり、われわれ市民にとってより良い選択肢やより良い投票先を知るというプロセスは実装されておらず、ただ最初から保持している選好の集計が重要とみなされるのである。

ここまで述べてきた二つの自由民主主義のモデルに共通するものとして、市民の役割が低く設定されており、基本的な決定は制度に任せきっているという点が挙げられる。前者の市民の役割に関しては、競争型エリート主義では国民が行うべきことは統治を行うエリートを選出することであり、それ以上の政治への関与は求められていないし、集計型民主主義においては各国民の意見は集約された結果の一部となるにすぎず、それ以上の価値を持たない。後者の決定に関しては、競争型エリート主義ではそもそも国民に問題決定の権利はなく、物事を決定するのはエリートであるし、集計型民主主義においては集計結果としての決定を行うにすぎず、そこに他の要素が入り込む隙は見られない。このようなモデルは確かに社会全体として目指すべき目標がある程度決まっており、選挙においてはその目標にたどり着くまでの方法を選ぶことが主眼に置かれていたり、市民間の根深い対立が無く、外部構造として下された決定を全体が受け入れる素地が出来上がっていたりする際には非常に有効かつ効率が良いものである。例えば経済成長を目指す国家において、どのようにその目標を達成するかについて決定することが民主主義的機能の目的であると仮定するのであれば、市民は深く政治に関わる必要性はなく、そのような目標を効率よく遂行してくれる代表を選出し、制度化された決定方法で素早く民主的決断を下す方がメリットは大きい。しかしながら、特に先進国と呼ばれるような社会においてはそのような所与の目標は存在せず、利益の対立から価値の対立へと政治の軸がシフトしつつある。次項では現在の民主主義が抱える困難の 1 つである分断に関して説明し、そのような分断社会を再帰的近代化という概念で表現する先行研究を紹介する。

2.3 再帰的近代化による分断社会

前節では現在の主流である自由民主主義の特徴について、競争型エリート主義および集計型民主主義の二つのモデルを参照することで明らかにしてきた。本節では、そのような民主主義モデルに困難をもたらす社会変化である分断について詳述するとともに、そのような社会状況を再帰的近代化という概念で表現し、内在する課題を指摘する先行研究を整理する。

現在の社会の特徴として、貧富や政治的信条など、様々な側面における分断が生じていることが挙げられる。その中でも特に政治的な分断は顕著であり、アメリカやイギリスをはじめとする国家では世論・国民の分断が実際に大きな問題を引き起こしている。

実際にアメリカでは 2016 年に実施された大統領選挙が分断を過激化させ、選挙キャンペーン中に繰り広げられた極端な言説の広まりが多くアメリカ国民に深刻な二極化の進行を感じさせている(Zompetti, 2015)。実際、旋風を巻き起こすかのように登場した共和党候補ドナルド・トランプ氏と、民主党のヒラリー・クリントン氏が繰り広げた当時の選挙活動には多くのネガティブキャンペーンが含まれ、国民の意見は大きく分断された。*The New York Times* の Lee Drutman はこの状況を“The Divided States of America”と表現するほどであった(Lee, 2016)。

イギリスでは EU からの離脱 (Brexit) が非常に大きな政治的争点となり、こちらも世論を二分する事態となった。EU 残留派は貿易など経済的な利益、EU 内での統合を重視し、EU 離脱派は移民によるイギリスへの悪影響や主権の回復などを求める状態となり、残留の可否は国民投票に持ち込まれた。結果は EU 残留派が 48.1%、EU 離脱派が 51.9% という僅差の結果となり、総数 33,551,983 票のうち、残留派と離脱派の票差はわずか 1,269,501 票だった(The Electoral Commission, 2019)。Brexit に関連する国民投票はまさに紙一重の差で決定されたと表現しても過言ではないだろう。

このような分断による民主主義への不信感は 2021 年アメリカにおいて発生した議会襲撃事件によって例示されていると考えられる。2020 年に行われたアメリカ大統領選において選挙不正があったと主張するドナルド・トランプ氏の支持者らが議事堂を襲撃した事件は記憶に新しい。本事件では 725 人以上が逮捕され、約 150 万円程度の被害が生じた(United States Department of Justice, 2021)。過激なレトリックやフェイクニュースが存在する世論においては、国民の分断は容易に発生し、その分断に起因して抑圧・除外されたと感じた人々が引き起こす民主主義への反抗は現実社会において具現化されている。

このような分断はなぜ生じているのか。その答えは、再帰的近代化という概念の中に見出すことが出来る。絶対的な答えや規範がない状況は、再帰的近代化の進展によって発生しているのだ。人口に膾炙した概念ではないが、「再帰性とは、社会の実際の営みが、まさしくその営みに関して、新たに得た情報によってつねに吟味、改善され、その結果、その営み自体の特性を本質的に変えていく」ことを指す(宇野 et al., 2011)。そのような再帰性を含んだ再帰的近代化は、身分的な特権や宗教的な世界像を「脱魔術化」していく単純な近代化を

より徹底化させ、近代化された概念をも再帰的に精査していくというプロセスを指す(高橋, n.d.)。つまり、再帰化とは問い直しの徹底であり、これは社会に存在する伝統や権威、言説や規範といったものが常に正当化を求められていることを意味する。田村(2008, pp. 19-20)はこのような再帰的近代化の進展によって生じる事象を、結婚のアナロジーを用いながら説明している。

例えば、今日では「結婚」は全く自明の事柄ではなくなっている。したがって、私たちは、いつ、どこで、誰と結婚するかどうかだけではなく、そもそも結婚するかどうかという問題さえも、意思決定しなければならない。その際には、愛情とは何か、子どもを養育するのかどうか、自分は異性愛者なののかなど、様々な事柄についても意思決定しなければならない。

確かに、従来「結婚する」という選択肢は多くの人にとって当たり前の事象であった。しかしながら、再帰的近代化の進展はそのような結婚という規範をも問い直させ、その正当化を迫る。このプロセスの中で実際に結婚という規範の力は弱くなり、例えば日本における未婚率は徐々に高まってきている(厚生労働省, 2020)。

では、再帰的近代化によって発生している課題とは何か。宇野他(2011)は、以下の三点が再帰的近代化によって生じる社会の困難であると指摘している。一点目は、依拠すべきもの、つまり社会基盤が無い中での意思決定による個人の負担の増大が発生することである。従来、強い力を持つ宗教や伝統、社会的規範などが意味供給源となり我々の行動を規定してきたが、現在ではそのような規範は再帰性に直面し、常にその在り方を見直さなければならなくなっている。上記で取り上げた結婚の例は、まさに我々の日常生活の選択を社会規範が規定していた従来の状況から、あらゆる選択肢を考慮に入れる必要がある状況へと時代が変化していることを的確に表現していると言える。もちろん、この変化は一人一人の選択が広げ、個人に選択の主体性を与えるという点で歓迎されるべきものである。しかしながら、特定の問題に起因する選択には明確な正解がないという点において、人々は必ずしも依拠するものが無い状態で永遠に意思決定を行わなければならず、これは個人への負担であると考えられる。二点目は、個人的な意見や要求が無媒介に展開することである。すでに述べたように、再帰的近代化は強い力を持つ規範を弱体化させている。その結果、これまでは個人(ミクロ)の意見が集団(マクロ)の方向性に規範を通して調整されて媒介されていたが、そのような調整機能がなくなってしまった。「再帰的近代化の下での不確実性の増大は、要求や利害をどこまでも個別化させる」のだ(宇野 et al., 2011, p. 30)。換言すると、私的な意見がどこまでも蔓延してしまうという困難が生じていると考えられる。三点目は異なる価値観同士の衝突である。再帰的近代化の進展は「伝統」といった絶対的な価値決定基準を喪失させる。例えば中絶を容認するかしないかの価値対立は、過去であれば宗教という規範によって調停がなされてきた。しかしながら、そのような宗教も正当化を求められ影響力を落

とした今日では、中絶に関連してもはや対話不可能と思われるような対立が発生している。つまり、再帰的近代化の下では一つの強力な規範がないからこそ、様々な価値観同士が乱立するとともに、「その結果としての和解不能な紛争・対立の発生」が観察されるのだ(宇野 et al., 2011, p. 30)。

本節では、現代の社会において分断が起こっていることを説明するとともに、そのような分断は再帰的近代化という概念によって表象されうることを述べてきた。さらに、現在も進展する再帰的近代化の下では、個人の負担の増加、私的な意見の蔓延、異なる価値観の対立という三つの問題が生じていることを指摘する研究も紹介した。次節では、このような問題が2.1節で述べた自由民主主義モデルの機能不全を発生させていることを示し、現在主流の民主主義モデルが限界を迎えつつあることを指摘する。

2.4 再帰的近代化の下における自由民主主義の機能不全

前節では、現在の分断社会が再帰的近代化という概念で説明されており、そのような再帰的近代化の下では三つの課題が生じていることを確認してきた。本節では、再帰的近代化が自由民主主義の機能不全を引き起こしており、現在の民主主義モデルは限界を迎えつつあることを指摘する。

前節で述べたように、再帰的現代化においては個人への負担増加、私的な意見の蔓延、そして異なる価値観の衝突が発生している。これらの問題は、競争型エリート主義・集計型民主主義の機能不全を発生させていると考えられる。以下では、再帰的近代化が引き起こす上記3点の課題がどのようなメカニズムで既存の民主主義モデルに問題を生じさせているかを説明していく。

一点目の個人の負担の増大は、政治における合理的無知を深刻化させる可能性がある。合理的無知とは、ダウنز(1957)によって作り出された概念であり、特定の争点(issue)に関する知識の獲得にかかるコストが、その知識によってもたらされるベネフィットを超える場合に、人々が知識の獲得を控えてしまう現象を指す。現在の社会において、人々が選択しなければならない事象は数えられないほど存在する。過去においては個人的な選択ではなく社会的規範によって規定されていたものも、自ら考え、決定しなければならない。そのような状況下において、人々は自分と直接関係ないと考えられるもの、もしくは関係しても利害を得られないと考えるものの優先順位を下げ、関与を控えてしまう。競争型エリート主義において、人々の役割は選挙で自らを統治する代表を選択するだけに限られていたが、再帰的近代化によって合理的無知がより深刻化している現状は、政治離れを加速させ人々の政治参加を阻むという問題を発生させる。二点目の私的な意見の蔓延という問題は、自己利益を公共精神よりも優先させる自由民主主義の発想と重なり、社会全体の総体的な方向性を考えず、自分の利益の最大化を図る運動を過激化させてしまう恐れがある。Young(1996, p. 121)は集計型民主主義における自己利益の優先は必ずしも良い帰結をもたらすわけではないと以下のように主張する。

このモデル（利益集計型民主主義）では、市民は各人の私的で偏狭な追求をやめ、公共の場で他者を認識し、個人的なものとは異なる集団のニーズや目標について互いに話し合う必要がない。市民は彼・彼女らが私的に定義した目的を達成するために最も適した方法について理を説くかもしれないが、集計された結果は必要な合理性を持たず、それ自体、論理的なプロセスによって到達したものではない。（筆者訳²、括弧内筆者）

Iris がここで指摘するように、自己利益の追求は、その実現が総体となった際に必ずしも合理的な帰結をもたらさないという指摘は非常に重要である。なぜなら、このリスクが集計型民主主義のメリットである問題決定の素早さを凌ぐ可能性があるからだ。従来、自己利益の追求はある程度強い社会規範によって抑制されていた。しかしながら、再帰的近代化の進展はそのような社会規範の抑止力を弱体化させ、各人の私的な意見を伸長させ、その総体を非合理的なものにするという問題を発生させると考えられる。三点目の異なる価値観の衝突は、まさに前項で述べたような分断社会を引き起こしている。さらに、自由民主主義の競争型エリート主義および集計型民主主義の二つのモデル内部では、実質的に利害の調停や妥協のプロセスが機能していない。例えば議会における議論は、党議拘束といった外的要因によってその結論が先に決定されたものになることもある。したがって、価値観の対立は激化してしまう。現在アメリカで見られる分断は、再帰的近代化の進展による価値観の分断が政治的な分断を発生させているにも関わらず、その解決策が現在支配的な民主主義モデルにおいて機能していないことによって深刻化していると考えられる。

熟議民主主義の研究者である Fishkin は、上述の課題を世論の問題点として捉え、現在の民主主義が機能不全に至っていることを説明している。彼は世論の問題点として、i) 大衆社会においては、市民に情報を積極的に求める気にさせるのは合理的無知が発生しているため困難である。ii) 世間は「意見」と言えるほどの意見は持っておらず、世論の意見は「その場の思いつき」に過ぎない。iii) 政策や政治問題について論じることがあっても、たいいてい自分と似たような人々と論じ合うに過ぎない。iv) 世論は操作されやすい、という4点を指摘する(Fishkin, 2011)。

実際に現実の事象に適応してみるとこの世論への指摘は的確であることが理解できる。2016 年アメリカ合衆国選挙において、①テレビや候補者本人が流す情報を受動的に受け取

² 原文は “In this model, citizens never need to leave their own private and parochial pursuits and recognize their fellows in a public setting to address one another about their collective, as distinct from individual, needs and goals. Each citizen may reason about the best means for achieving his or her own privately defined ends, but the aggregate outcome has no necessary rationality and itself has not been arrived at by a process of reasoning.”

るだけではなく、積極的に情報を取得しようとし、②常に自分なりの根拠に基づいた意見を持っており、③自らの信念とは異なる信念、つまりここでは自らが支持していない候補者を支持する人々と討論を交わし、④外部的に生じている情報等の操作に気づき、対策を行った上で投票を行ったアメリカ国民の数はそう多くはないだろう。Fishkin はこのような明確な信念及び洗練のプロセスを経ていない「生の意見」と、反対の意見をもつ者が良心的に提供する対照的な見解と情報を考慮した後に生み出される「洗練された意見」を区別する (Fishkin, 2011)。すでに検討したように、自由民主主義のモデルは、生の意見が大勢を占めるもとで機能不全を起こす可能性が高い。さらに、それぞれの世論の問題点は、再帰的近代化と関連させて捉えることが可能である。Fishkin が指摘する世論の問題点のそれぞれについて、再帰的近代化と連関させると、i) 現在社会に存在する選択や情報があまりに多すぎるために、市民に積極的に情報を求めさせるのは困難である。ii) 一つの強力な社会規範が存在しないために社会は様々な論点・論争を内包した複雑なものとなっており、そのような状況下で確かな自分の意見を持つことは難しい。iii) 価値観の対立が激化することで、人々の間にはそうさせる仕組みが無ければ対話不可能なほどの溝が発生しており、結局は同様な信念を持っている人々との会話に終始してしまう。iv) 一つの社会的に強力な意味供給源が存在しないがために、人々は根無し草のようになってしまい、日々作り出される多種多様な情報に左右されやすい、といった形で考えることも可能である。

ここまで検討してきた再帰的近代化による問題や Fishkin が指摘する「生の声」の問題は、集計型民主主義や競争型エリート主義が現代社会において適切に機能しないという事実を浮き彫りにしている。ただし、現在生じている問題は民主主義を完全に放棄しなければならない問題ではなく、民主主義の 1 つの形態である自由民主主義、その中でも競争型エリート主義や集計型民主主義といった民主主義の「あり方」の限界を示しているに過ぎない³。このようなあり方の限界という問いから、民主主義の理論・規範研究は従来控えめにしか評価されなかった市民の役割を見直し、制度として現状の問題に対処できるように、Deliberation、つまり熟議を軸においた熟議民主主義に期待を見出すのである⁴。次章からは、

³ 再帰的近代化は、社会的基盤の喪失を引き起こし、不確実性を増大化させている。そのような文脈の下においても我々は意思決定をしなければならないが、その意思決定の際には不確実性を承認しなければならない。したがって、民主主義ではない形をとる、特定の権威に依拠した意思決定は非現実的である。換言すると、絶対的な権威に基づき不確実性を承認しない意思決定ではなく、多種多様な人々の意見を反映するという理念を内包する民主主義が必要となる (田村, 2008)。これが、方法は再考の余地があるが、基本指針としての民主主義を放棄してはならない根拠である。

⁴ なお、ここでは省いたが競争型エリート主義や集計型民主主義と熟議民主主義の間には参加型民主主義という理論の提示もされている。本論文の主題からは離れるため詳述はしないが、参加型民主主義理論はキャロル・ペイトマン (1977) 『参加と民主主義理論』に詳

そのような期待に依拠し注目を集めている熟議民主主義についての先行研究を整理する。

しい。

第3章 熟議民主主義に関する先行研究

3.1 はじめに

本章では従来の民主主義理論の展開を受け研究が進んでいる熟議民主主義に関する先行研究について取り扱う。熟議民主主義は本論文の最も直接的な先行研究となる。なぜなら、熟議民主主義において取り扱われている「熟議」の方法論が本論文の重要な主題であるからだ。

本論文の学問的位置づけを明確にするため、本章では熟議民主主義の定義と展開を整理する。続く3.2節ではまず初めに熟議民主主義の理論・規範研究を参照しつつ、そもそも熟議民主主義とはどのようなものなのか、そしてこれまでどのような理論研究がなされてきたのかを紹介する。詳述するように熟議民主主義は「民主主義はかくあるべし」という規範論から研究がスタートしたが、その射程は単なる理論や規範にとどまらず、どのように社会に実装するかという実験的な研究にまで及んでいる。したがって、3.2節では熟議民主主義の特徴でもある制度化の研究についても、複数の具体例を取り上げながら説明する。3.3節ではなぜ多くの知見が蓄積されている熟議民主主義研究が重要なのかについて、第二章で検討した自由民主主義の課題に対応させながら論証を行う。

3.2 熟議民主主義研究の展開

3.2.1 熟議とは何か

熟議民主主義理論は、その名に含まれているように、「熟議」（英語では *Deliberation*、以下では熟議と記述する）にその理論の重きを置く。では、そもそも熟議とはどのようなものなのか。本項ではまず、熟議民主主義自体の解説に入る前に、「熟議」の意味するところを解説する。

熟議民主主義に関して、類書と比較しても網羅的・体系的な説明がなされている *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy* (Bachtiger et al., 2007, p. 2) では、熟議は「共通の関心事項に関する選好や価値観、そして利益を比較考量および熟考することを含む相互コミュニケーション」（筆者訳）と定義されている⁵。この定義から、ある行為が熟議であるためには、二つの条件があることが導き出される。すなわち、①公共の関心事項について熟考するプロセスを伴っていること、②そのような熟考のプロセスとともに、他者との意見交換、すなわちコミュニケーションが行われていること、の二点である。したがって、例えば居酒屋での政治論議のような熟慮を伴わない単なる意見の交換や、単に個人で物事を考えるだけの熟考は熟議には含まれない。このような条件を持つと現在では整理されている

⁵ 原文は “We define *deliberation* itself minimally to mean *mutual communication that involves weighing and reflection on preferences, values, and interests regarding matter of common concerns*.”。イタリックで記述されている直接の定義のみを翻訳した。

Deliberation は井上(2002)によって以下のような含意の下、「熟議」という語に訳され、現在でもその訳語が主として使用されている。

“Deliberation”というのは、「熟慮」するのだけれども、一人で熟慮するのではなくて、皆で話し合って熟慮する。「熟慮」という契機はとても重要だし、「協議」という契機も重要なので、二つ合わせて「熟議」という言葉を使わせていただいています。

「熟議」という日本語訳は、まさに現在に整理されている Deliberation の定義を非常によく表した単語であると言えるだろう。

なお、熟議民主主義研究者は「熟議を行うこと」が必ずしも良いことであるとは考えない。なぜなら、熟議の中にも良い熟議と悪い熟議が存在するからだ。良い熟議の条件は常に検討され続けており、例えば Fishkin (2011, p. 60)は熟議の質を以下の5点で論じることが出来ると主張する。

1. 情報：争点に関係すると思われる十分に正確な情報がどれほど参加者に与えられているか
2. 実質的バランス：ある側、またはある見地から出された意見を、反対側がどれほど考慮するか
3. 多様性：世間の主要な立場が議論の中で参加者にどれほど表明されているか
4. 誠実性：参加者がどれほど真摯に異なる意見を吟味するか
5. 考慮の平等：参加者のすべての意見が、どの程度、誰が発言者かということではなくその論点自体により検討されているか

さらに、*The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*(Bachtiger et al., 2007)の表 1.1(下記図 3-1)では、第一世代と第二世代という類型化をした上で「良い熟議」の基準が示されている(図 3-1)。

Table 1.1 Standards for good deliberation

First generation	Second generation
Respect	Unchallenged, unrevised
Absence of power	Unchallenged, unrevised
Equality	Inclusion, mutual respect, equal communicative freedom, equal opportunity for influence
Reasons	Relevant considerations
Aim at consensus	Aim at both consensus and clarifying conflict
Common good orientation	Orientation to both common good and self-interest constrained by fairness
Publicity	Publicity in many conditions, but not all (e.g. in negotiations when representatives can be trusted)
Accountability	Accountability to constituents when elected, to other participants and citizens when not elected
Sincerity	Sincerity in matters of importance; allowable insincerity in greetings, compliments, and other communications intended to increase sociality

図 3-1 良い熟議の基準

つまり、熟議という行為は上述の二つの条件さえ満たしていれば現実世界において様々な形をとることが可能であるが、規範的には「良い熟議」が何を指すのかについて様々なクライテリアが提示されているのだ。

以上、特定の行為が熟議になる条件について整理しつつ、良い熟議とはどのようなものを指すのかについて説明した。次項からは、このような熟議を理論の中心に据える熟議民主主義についての先行研究を詳しく説明していく。

3.2.2 熟議民主主義の定義と理論的研究

本項では熟議民主主義の定義を提示するとともに、特に理論的な熟議民主主義研究がどのような知見を蓄積してきたのかについて紹介する。

すでに述べたように、特定の行為が熟議たるには、公共の関心事項についての熟慮と、他者とのコミュニケーションという二つの条件を兼ね備えている必要がある。そして、熟議民主主義はそのような「熟議に中心的な価値を置くいかなる民主主義の実践」⁶と定義される(Bächtiger et al., 2018, p. 4)。ここでの定義が最小限すぎると感じられるかもしれないが、これは熟議民主主義が様々な形態を取りうる可能性を包含しており、これ以上の共通項が

⁶ 原文は “We define *deliberative democracy* as *any practice of democracy that gives deliberation a central place*”。イタリック部分を筆者が翻訳した。

見いだされないからである。以下では、1990年代から現在に至るまで民主主義の中心的な関心を集める、熟議民主主義の代表的な理論研究について概説する。この過程を通して、いかに熟議民主主義理論の種類が多様なものかが浮き彫りになるはずである。

一つ目は、熟議民主主義に政治哲学的なアプローチを行う理論である。例えば田村(2008)は、ウォーレン(Warren, 1996)による社会において扱われる争点の固定的争点と政治的争点への分類を援用し⁷、固定的争点は政府といった従来の民主主義的な権威に依拠することで確実な決定を保証しつつも、政治的争点は熟議民主主義的に扱うことで自由民主主義がはらむ問題を解決出来るというモデルを提示する。さらに、そのような政治的争点に関する熟議は制度的次元・非制度的次元の双方において深化させられるとも主張する。田村(2008, p. 136)の図 2(下記図 3-2)は、重層的に組織された熟議民主主義的なモデルを提示している。

⁷ ウォーレンはある争点について「鮮明な不一致が存在し、相対的に争われている」場合はその争点を「政治的」争点と呼び、ルーティーン的に、相対的に異論もなく決定される争点を「固定的」争点と呼んだ(田村, 2008)。

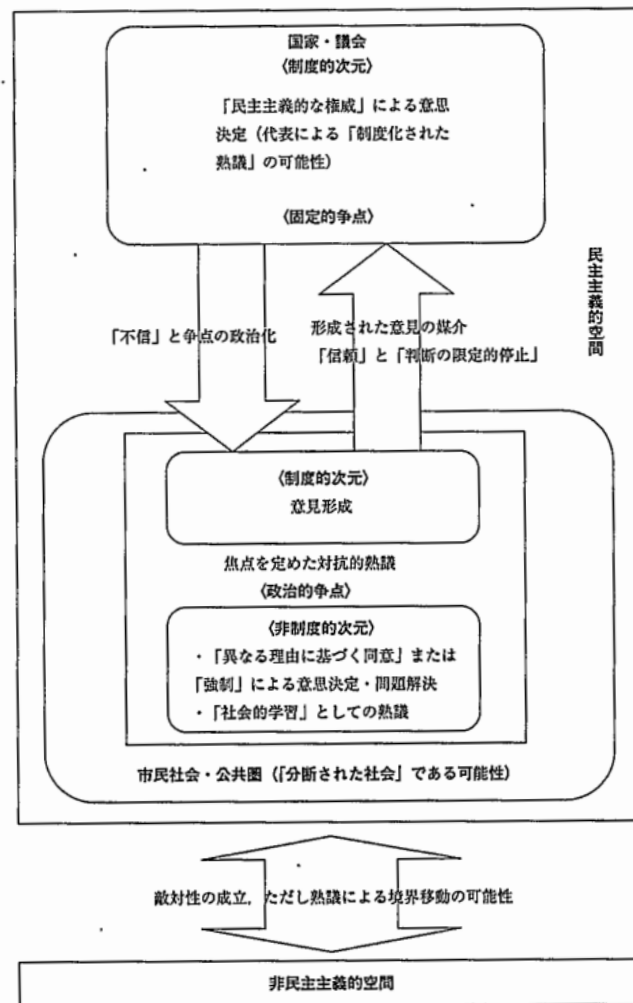


図2 「非制度的次元」における熟議民主主義を組み込んだモデル

図 3-2 田村が提示する熟議民主主義のモデル

二つ目に、田村のような政治哲学的な側面から熟議民主主義にアプローチする方法とは異なり、公法学的な観点から熟議民主主義を捉える研究も存在する。例えば、柳瀬(2015)はキャス・サンステインがアメリカ憲法は熟議民主主義のプログラムを内包していると主張し、「アメリカ合衆国憲法は、討議に基づく民主政治を創造すべく設計されている」という趣旨の記述を繰り返し用いていることを指摘する。キャス・サンステインはそうのようにアメリカ合衆国憲法が熟議民主主義的な性質を持っていることを、例えば現在でもその形を残す大統領選挙人団は得票を単純に集計するだけの機関ではなく、誰を大統領にすべきかを討議する組織として予定されていたことや、二院制を設定している目的も、討議をさせるという観点から設計されたものであるという点に見出す。

最後に、熟議民主主義研究の最新の潮流として挙げられる「熟議システム論」を紹介する。近年では、熟議民主主義理論の研究関心は、熟議システム論への移行を見せている。次項で

詳しく述べるが、熟議民主主義理論は制度化、すなわち社会への実装が数多く行われてきた。そのような実験的な熟議の場においては、ランダム抽出で選ばれた発話者が、熟練のファシリテーターの下で話し合いを行うという理想が実装されてきた。確かにこのような理想の追求は必要であるが、同時にこのような理想は熟議民主主義の全てなのかという批判が行われた。具体的には、もし熟議民主主義がこのような実験の場に限定されるのであれば、それは単なる熟議であり、民主主義ではないという批判が挙げられたのである。例えば、民主主義社会の中では様々な社会運動が活動を行い、主張を繰り広げているが、社会活動の潮流はミニ・パブリックスという個人をランダムに選定して熟議させるという場からは除外されてしまうかもしれない。すなわち、熟議民主主義の制度に「うまく適合しないアクターや主張の意義を、熟議民主主義が見落とすことにつながるかもしれない」のだ(田村, 2017, p. 213)。上記批判を踏まえ、熟議民主主義の理論家たちは熟議システム論を展開している。熟議システム論の「基本的な考え方は、我々は特定の構成要素だけではなく、システム全体としての熟議的な性質に注目すべき」⁸というものである(Bachtiger et al., 2007, p. 14)。ここで言う熟議的な性質とは、マンスブリッジらが「認知的機能」(適切な情報の取得や理由の検討を通じて、選好、意見、意思決定の認知的価値を高める機能)、「倫理的機能」(市民間の相互尊重を促す機能)、「民主的機能」(平等かつ包摂的な政治過程を実現する機能)の三つに分類しているものを指す(田中, 2018; 田村, 2017)。熟議システム論では、社会の中の要素が上記の熟議的な性質の促進に貢献しているのであれば、評価されるべきとされる⁹。したがって、実験的な場における熟議もいまだに重要な要素として見なされているが、近年の熟議民主主義はより包括的なシステムも考察するという方向性へも向かっている。以上のように、熟議民主主義の理論研究はそれ自体非常に多種多様なアプローチが可能であり、多くの知見が蓄積されている。

3.2.3 熟議民主主義の制度化研究

前項で概観したように、熟議民主主義研究は理論・規範研究から始まり、その蓄積は大きい。同時にそのような理論・規範研究に加えて、熟議民主主義研究は理論の制度化に関しても知見の蓄積を持つ。本項では熟議民主主義の制度化に関する研究、つまり社会への実装の具体例を紹介する。

そもそも、なぜ理論の実装が重要とされているのか。制度化が熟議民主主義の重要な研究テーマとなっている理由が二つ存在する。一点目はハーバーマスが提示した民主主義の複

⁸ 原文は “The basic idea is that we should attend to the deliberative qualities of the system as a whole as well as to its particular components”。

⁹ すなわち、システムの要素全てが熟議的な性質において完全である必要性はなく、システム全体を見た際に熟議的な性質が高まっていれば、個別的に見ると熟議的ではないと考えられるようなものも評価されうる(田村, 2017)。

線モデル (Two-track model) である。ハーバーマスは民主主義的過程を「『民主的手続きにより規制される』決定志向の審議」と「公共圏における非公式な意見形成過程」に分類する(田村, 2008, pp. 123-124)。前者は例えば国家や議会における審議、つまり限られた時間内における問題の処理に関する熟議のことを指す。このプロセスにおいても熟議は行われるが、それは課題の処理のための話し合いである。言い換えると、日々浮上する課題により良く対処していくための熟議と言えるだろう。もしこのような過程における熟議のみが必要であるならば、熟議民主主義の新たな制度化は必要ではない。なぜなら、例えば既存の議会内における熟議を高いレベルで促進するという手法で熟議民主主義の理想を実現できるからだ。しかし、ハーバーマスは後者の非公式な意見形成過程も重視する。そのような公共圏における熟議は決定こそしないものの、自由に人々が公共的な問題について意見を交わし、開かれたコミュニケーションが実行される。このようなインフォーマルな熟議はフォーマルな熟議と相互作用を及ぼし合いながら、互いを熟議という観点から正統化する。したがって、熟議民主主義を追求するためには、我々は市民社会における熟議の制度化を進めなければならない。これがハーバーマスの考察から導出される制度化の重要性である。

そのようなハーバーマスの指摘と類似するが、実装が重要な理由の二点目として公法学的な観点から熟議民主主義を研究するサンスティンの議論に対する実装の要求が挙げられる。例えば毛利は、熟議民主主義のサンスティンが述べる熟議的な共和主義のためには、熟議制度の具体化が必要だと以下のように指摘する(毛利, 1995, p. 58)。

サンスティンは現状の政治的意思形成への批判的観点から、共和主義へと議論を進めた。だがこうして考えれば、彼のような共和主義を実りのあるものにするためには、市民が政治的熟慮＝討議を行えるような場の構築についての現実的理論を立てることが必要だということになる。

確かに、憲法が熟議を希求しているのであれば、現実的にどのような制度化が可能であるのかという問いへ解答を与えることは必須であると言えよう。ここまで述べてきた二点の事項が、適切な熟議の形式や制度化に関する研究が重要だとする理由である。

このような制度化を求める潮流の下、実際にこれまで様々な制度化が行われてきた。制度化の先行研究を網羅的にまとめた『熟議民主主義ハンドブック』(ギヤスティル & レヴィーン, 2013)等を踏まえつつ、いくつかの具体例を紹介する。

熟議の制度化として最も著名だと考えられるものの一つが、熟議型世論調査(Deliberative polling[®])である(フィシュキン & ファーラー, 2013)。この手法は、Fishkin(2011)が現在の世論が「生の声」であふれていることを問題視し、そのような世論を測る世論調査に熟議を取り込むことで、「洗練された声」を抽出する目的を達成するために作り出した手法である。熟議型世論調査においては、高い水準で品質およびバランスの取れた説明資料や専門家によるパネル、そして司会進行役が配置されると同時に、運営側は参加者同士が互いに尊重し

合える雰囲気を作りだすことを心掛け、全員が問題について積極的に議論・精査できるような環境が整えられる¹⁰。参加者はまずそのようなバランスの取れた参考資料をインプットした上で、ファシリテーター付きの小グループに分かれて議論し、その後さらに多様な立場を代表する専門家のパネリストに対して質問をする。そのような場で熟議をした参加者は熟議の前後においてアンケートに回答し、結果が「洗練された声」によって構成された世論として表出することとなる。この熟議型世論調査には、大きく分けて二点の特徴がある。一点目は、調査への参加者がクジで、すなわち無作為に選出されるという点である。世論は様々な属性の市民によって形成されており、Fishkin はそのような属性を熟議型世論調査にも反映する必要があると考えている。したがって、多様な意見と多様な背景を熟議の場に持ち込むため、無作為抽出という手法を採用している。二点目はこの熟議型世論調査に参加する市民には手当てを支払うことである。無償ではなく有償で参加してもらうことで、熟議の質を高めたり、市民としての役割を参加者に感じさせたりすることが可能となっている。この熟議型世論調査は日本においても開催されており、例えば道州制やエネルギー等、幅広いトピックについて熟議が行われている(慶應義塾大学 DP 研究センター, n.d.)。

熟議型世論調査と類似しているが、異なる熟議の制度化の1つとして、プランニング・セル(Planungszelle[®])が挙げられる¹¹(ヘンドリクス, 2013)。これは、25人程度の参加者を単位とする「計画する細胞」(プランニング・セル)を複数個作り、それぞれが並行して4日間熟議するというものである。熟議型世論調査と同じく、プランニング・セルにおいても参加者はランダム抽出されており、政策論議に関して特定の利益団体とは実質的なつながりを保持していないのが一般的である。4日という長期間、参加者は情報セッション・情報提供者からの意見聴取、現地訪問、および小グループにおける討論から構成されている作業単位(ユニット)をこなしていく。バイエルン州のプロジェクトにおいて実際に行われたユニットの一例が、ヘンドリクス(2013, p. 137)の図 6.2. (下記図 3-3)によって示されている。

¹⁰ 実際、「熟議型世論調査」(Deliberative Polling[®])は発案者の Fishkin の登録商標である。商標使用料は熟議民主主義に関する研究を進める熟議民主主義センターの研究支援に充てられるとともに、熟議型世論調査の質を保っている。

¹¹ この手法はペーター・ディーネルによって提唱され、方法論の基準化と質の確保を行うためドイツの独立機構であるシットコン・シティズン・コンサルトによって商標登録されている。

初日	2日目	3日目	4日目
ユニット1 消費者保護へのイントロダクション	ユニット5&6 食品の生産、添加物、および表示について	ユニット9 生産物の安全性 (携帯電話など)	ユニット13 消費者の責任
ユニット2 健康と環境		ユニット10 特別な消費団体のニーズについて	ユニット14 消費者への情報とアドバイス
ユニット3 保健分野の消費者保護	ユニット7 食物検査と安全	ユニット11 広告	ユニット15 消費の意義
ユニット4 栄養と農業	ユニット8 生産物の安全性 (服飾など)	ユニット12 政治家によるプレゼンテーション	ユニット16 まとめ 優先順位の設定

図 6.2. 16ユニットをもつプランニング・セルの構造：
バイエルン州消費者保護プロジェクト

図 3-3 プランニング・セルにおけるユニット設計

熟議型世論調査と異なる点は、一つ一つのプランニング・セルがこれらのユニットをこなした後、主催者が市民たちのアウトプットを照らし合わせ、「市民鑑定」(シティズン・レポート)というプロジェクト報告書をまとめる点にある。この報告書は完成後プランニング・セルにおいて熟議を行った市民たちの手によって実際に政策立案者に手渡される。同時に報告書は公開されることが多い。プランニング・セルによる市民鑑定作成のイメージはヘンドリクス(2013, p. 134)の図 6.1. (下記図 3-4)で要約されている。

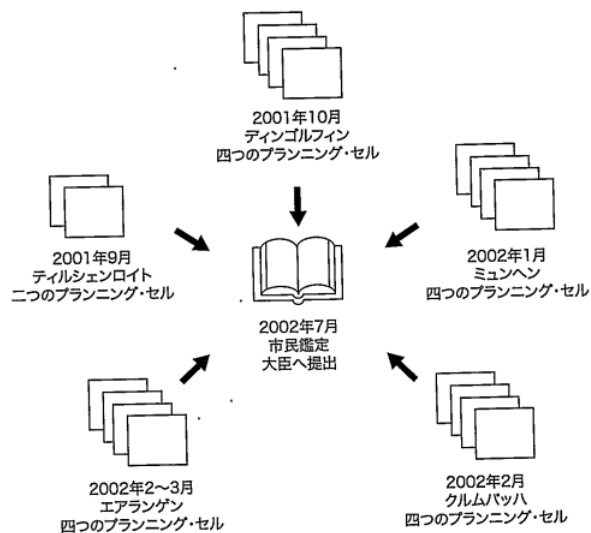


図 6.1. バイエルン州における消費者保護に関する18のプランニング・セル

図 3-4 プランニング・セルによる市民鑑定作成

上述の手法は主として海外で行われている例であるが、日本でも熟議民主主義の制度化は進展を見せている。例えば田中(2018)は日本において外国人労働者の受け入れをテーマ

にミニ・パブリックスを行い、熟議について検討を加えている¹²。さらに、兵庫県においては、兵庫大学・兵庫大学短期大学部と加古川市が連携し、「協働のまちづくり市民会議×熟議」という取り組みが2012年から継続して行われている(兵庫大学, 2022)。この兵庫県における制度化においては、加古川市という行政がプロジェクトに関わっていることもあり、加古川市のあるべき姿や政策について熟議を行い、最終的には参加者がプレゼンテーションを行うというプランニング・セルに類似した取り組みが行われている。

3.3 熟議民主主義研究の重要性

前節までで整理してきたように、熟議民主主義に関しては非常に多彩な研究が進んでいるが、なぜ熟議民主主義は現代民主主義理論において大きな関心を集めているのだろうか。以下では、前章で解説した自由民主主義の限界が熟議民主主義によって乗り越えられるということを説明し、熟議民主主義の重要性を論証する。

再帰的近代化の進展によって露呈した自由民主主義の限界は以下の三点に集約された。すなわち、①人々の選択が増大することで合理的無知が発生すること、②私的な意見の蔓延とその集計によって総体が非合理的になること、③社会規範の弱体化による異なる価値観の衝突が発生することである。では、熟議民主主義はどのようなメカニズムで、これらの問題を克服するのだろうか。田村(2008)は、選好の変化による共通善の志向、ミクローマクロ媒介問題の解決という二点が熟議民主主義によってもたらされることを指摘し、これらを熟議民主主義が必要とされる理由だと主張する。以下では、この田村の主張に熟議への準備という形で態度が変化するという熟議民主主義の特徴を加えた三つの利点のそれぞれについて詳述しつつ、自由民主主義の限界が熟議民主主義によってどのように乗り越えられるのかを考察する¹³。

熟議民主主義が必要とされる理由の一点目は、選好の変化による共通善の志向である。自由民主主義のモデルである競争型エリート主義や集計型民主主義は、共通善の実現そのものが不可能であるとみなしていた。2.2節で紹介したように、例えば競争型エリート主義を唱えたシュンペーターは共通善を志向する民主主義理論を古典的学派と呼び批判した。しかしながら、本当に社会における共通善、もしくは田村が「各自の私的な利益の追求ではな

¹² ミニ・パブリックスとは、熟議民主主義の制度化によって実装された熟議の場を指す。詳しくは篠原(2012)を参照のこと。

¹³ ここでは自由民主主義を乗り越えた形として熟議民主主義を提示しており、互いに二律背反のような関係性にあるように思われるが、熟議民主主義は自由民主主義と必ずしも対立するものではない。一部の研究者は熟議民主主義が自由民主主義における補完的な役割を果たすと考えている。例えば柳瀬(2015)は、代議制民主主義と熟議民主主義を対置させるのではなく、熟議の場所によって区別を試みている。このアイデアは第三章二項で取り上げる熟議民主主義の制度化を理論的に支えている。

く、「集合的な問題・目標・理想・行動」のこと」と捉える公的なものを創出することは不可能なのか(田村, 2008, p. 31)。ここで重要となるのが、熟議民主主義が選好を所与のものと見なさず、熟議を通して変化しうるものと見なすという点である。確かに、人々が持つ選好がすでに固定されており、その選好を反映するリーダーを選んだり、単に集計したりするというモデルの下では共通善の創出はほとんど不可能に近い。しかしながら、人々の選好の変容を前提条件として据える熟議民主主義は、熟議に中心的な価値を与えるからこそ、共通善が熟議によってその都度定義され、是正されていくプロセスを可能としているのだ。この特徴の含意は、再帰的近代化によって生じる②の課題、つまり私的な意見の蔓延を防ぐことが出来るという点にある。集計型民主主義の中において伸長しすぎる個人の意見は、熟議という過程を通して共通善を志向するものへと変換される。さらに、③の課題である価値観の対立も共通善の志向によって緩和される可能性がある。価値観の対立は強力な社会基盤が喪失することによって生じてきた。ならば、逐次更新されはするものの、特定の共通善を創出する熟議民主主義は、価値観の対立を熟議という契機によって解消する可能性を持つ。

熟議民主主義が必要とされる二つ目の理由は、ミクロマクロ媒介問題の解決である。これは例えば集計型民主主義がはらむパラドックスである投票サイクルや、集合的意思決定の正当性として全員一致か多数決しか取れない問題が、熟議によって解決されるということを目指す。さらに、ミクロマクロ媒介問題のより時代特殊的な例として、ケインズ主義的福祉国家の文脈における合成の誤謬も挙げられる。つまり、ケインズ主義福祉国家においては、その国家の一部を占める官僚制などが合理的であれば、社会の進歩や社会課題の解決につながるとみなされてきたが、合理的な個別を合成したときに、必ずしも全体が合理的になるとは限らない。したがって、個別の合理は全体の合理に適切に媒介される必要性があるのだ。これらの投票サイクルというアポリア、全員一致か多数決のどちらかという問題、そして社会的な合成の誤謬という課題はその意思決定に参加する人々はすでに選好を決定し、変更しないという前提から生じているものである。したがって、熟議民主主義という選好の変化を前提に据える理論において、これらの問題は克服可能と見なすことが可能である。この指摘は、熟議民主主義が再帰的近代化によって生じる②の課題である私的な意見の蔓延と③の価値観の対立という問題から副次的に生じる社会的な意思決定の困難さを克服する力を持つことを示している。熟議という契機によって人々の選好が変化する余地があるとみなすのであれば、固定化された選好が集計される際に生じる投票サイクルや全員一致か多数決の困難な二択の可能性を下げる事が出来るし、個別の合理性と総体の合理性をより適切に媒介することが出来るのだ。

熟議民主主義が必要とされる三つ目の理由が、熟議への準備を通して市民的態度が涵養されるという点である。再帰的近代化による選択肢の増加によって人々は日常を忙しく過ごしている。したがって、特別な機会が無ければ政治について思料したり調査したりすることは少ない。特に政治において求められる市民の役割が投票しか存在しない集計型民主主義や競争型エリート主義の下ではこのような合理的無知が増幅される。しかしながら、熟議

という機会が実際に社会の中に存在し、そのような機会に参加するとなった場合、人々は合理的無知を克服する可能性がある。Ackerman と Fishkin は、このような熟議を契機とした合理的無知の克服を以下のように説明する(アッカマン & フィッシュキン, 2015, pp. 68–69)。

ある事例について他者と人前で討議しなければならない状況に自分が置かれることになる予想するとき、人々が資料に目を通したり、情報を吸収したり、争点について自分が読んだり聞いたりするすべての事柄に注目を寄せたりするようになる可能性は今までよりもはるかに高くなるだろう。

つまり、熟議はその場限りの効果をもたらすのみならず、熟議が始まる前から、人々の知識レベルに影響を与える可能性が高い。したがって、熟議民主主義理論を制度化することは再帰的近代化における合理的無知を克服することにつながるのだ。

以上、熟議民主主義の定義と研究の展開を紹介しつつ、熟議民主主義に関する研究の重要性が自由民主主義のモデルがはらむ問題点の克服にあることを確認してきた。次章からは、そのような先行研究が内包する問題である、熟議形態の区別不足を指摘していく。

第4章 先行研究の課題：ディベートとディスカッションという熟議形態の区別

4.1 はじめに

前章では、熟議民主主義の理論および制度化に関する先行研究を概説した。集計型民主主義の課題を乗り越えられる可能性を持つ熟議民主主義は、現代の民主主義理論における中心的な理論であり、制度化として実社会にも実装されつつあることも確認した。本章では、まず4.2節でこのような熟議民主主義の先行研究が、熟議の形態、すなわちディベートとディスカッションといった熟議形態を区別せずディスカッションしか用いていないという問題点を指摘し、なぜ先行研究がそのような課題をはらんでいるのかの要因について検討を加える。続く4.3節ではその問題の深刻性を解説し、4.4節ではディベートとディスカッションが議論学やコミュニケーション学の文脈でどのように区別されてきたのかについて詳しい分析を加え、両者の差異を整理するとともに区別を行うことの妥当性を証明する。

なお、ディベートおよびディスカッションは狭義においてそれぞれが異なる意思決定方式を保持している。具体的には、狭義のディベートにおいては参加者ではない第三者であるジャッジによる意思決定が行われ、同じく狭義のディスカッションでは参加者全員の納得が得られた結論を熟議による意思決定とみなしたり、単にディスカッション後の多数決を意思決定と捉えたりすることもある。しかしながら、本研究の主眼は熟議形態であり、意思決定の方法ではない。なぜなら、広義にディベートを捉え、これまで行われてこなかった熟議形態に着目し熟議民主主義の文脈で活用することに意味があると考えからである。実際、それぞれの熟議形態を用いたのちに狭義の意思決定方法とは異なる意思決定を行うことも可能である。例えばディベートの形式に沿った熟議形態を行った後、ディスカッションで使用されている多数決を用いて参加者間の意思決定を行うこともできる。したがって、意思決定方法に関する両者間の差異は本研究では取り扱わず、以下ではディベートとディスカッションという語を広義の熟議形態、すなわち話し合いの方法を表すものであると捉え、両者の理論的な差異を明らかにするとともに、そのような熟議形態の違いがどのような意味を持つのかに関して分析を行う。

4.2 先行研究の問題点

先述のように、熟議民主主義は現在も盛んに研究されている領域であり、自由民主主義がはらむ問題を克服することにもつながるため、その重要度は高い。その中でも、理論を具体化・制度化することによって得られる影響は仔細に調査される必要があり、実際、熟議の制度化に関しては知見の蓄積が見られる。しかしながら、このような制度化に関して、先行研究がはらんでいる問題点がある。本節では先行研究が内包する問題点を指摘し、そのような問題が生じている要因を分析する。

3.2.3 項では複数の具体例を参照しながら熟議民主主義の制度化に関する説明を行った。これらの制度化は熟議民主主義のより一層の制度化に関する複数の有益な情報を提供して

いるが、熟議の形式に関して大きな問題があると考えられる。それはすなわち、熟議が制度化においてディスカッションという熟議形態しか取っていないということである。

コミュニケーション学や議論学の分野、特に集团的・批判的に物事を考えるという文脈において、ディスカッションとディベートは区別されている。ディスカッションとディベートに関する定義づけ及びそれらの差異は4.4節で詳しく取り扱うが、例えばディベートにおいては意見の衝突が期待されるが、ディスカッションではそのような衝突は未然に防止される。このような理論的差異に加えて、議論という単語を細かく区別している例も存在する(足立, 1984)。しかしながら、熟議民主主義研究という文脈において、熟議形態は区別されていない。例えば、前項で取り上げた制度化は全てディスカッションという形を取っており、かつその他の事例においてもディベートを熟議形態として採用しているものはない。なぜ、このような熟議という語の区別不足が生じているのだろうか。ここでは三つの観点から区別不足の要因を分析する。特に前者二点は熟議民主主義研究という文脈における一般的な要因に関して、最後の一点に関してはディベートに対する社会からの認識という観点から説明を加える。

一点目は理論的な観点における区別の失敗である。実は、熟議形態の区別は熟議民主主義の文脈の中で完全になされてこなかったわけではなく、その検討は何度か行われてきている。例えば、Remer(1999)は、キケロの議論を参照しつつ熟議形態を“Oratory Model”(演説モデル)と“Conversation Model”(会話モデル)に区別し、前者の熟議民主主義の文脈における重要性を強調する。なぜなら彼は、Oratory Model が熟議にレトリックや情念といった側面を反映させる契機になると考えると同時に、Oratory Model において必ず発生する意見の対立自体に大きな価値があると考えたからだ。さらに Bernard(2005)も Remer が提唱する区分を発展させ、Oratory Model と Conversation Model は論者によって詳細な定義が異なるとはしながらも、Conversation 的な熟議ではなく、異なる見方に必ず晒される Oratory 的な熟議形態の価値を擁護する。しかしながら、このような Oratory と Conversation という区分には疑問が残る。キケロの議論から導出される Oratory Model とは、その語が表すように「演説」であり、異なる意見にさらされるという要素はディベートと共通しているが、そのプロセスには必ずしも他者とのコミュニケーションを含まない。すなわち、Oratory の捉え方は一方通行のコミュニケーションであることが多い。これでは、「共通の関心事項に関する選好や価値観、そして利益を比較考量および熟考することを含む相互コミュニケーション」¹⁴という熟議の定義における相互コミュニケーションの要素が十分に考慮されておらず、そもそも熟議民主主義における有効な概念区分となっていない。対してディベートは、反論や質疑といった相互コミュニケーションの機会を備えているため、熟議の定義に合致する。したがって、熟議民主主義の文脈における熟議形態の区別手法としてディ

¹⁴ 3.2.1 節で検討した *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy* (Bachtiger et al., 2007, p. 2)における Deliberation の定義。

ベート・ディスカッションは Oratory Model・Conversation Model よりも妥当であると考えられる。さらに、上記のような理論的な Oratory Model と Conversation Model の差異が有効なものだったとしても、Oratory Model は制度化に対応できていないという問題を内包している。実際、Oratory Model をどのように制度化するのかという観点については議論がなされておらず、これは本質的な Conversation との区分の失敗に由来するのではないかと考えられる。小括すると、熟議形態に関する区別は試みられたことはあるものの、その試みは失敗に終わっており、現在は区別に関する議論がない状態でディスカッションという熟議形態が主流を占めていると言える。

二点目に、理論を制度に落とし込む際に生じたと考えられる区別不足である。すでに指摘した通り、熟議民主主義研究は理論と実践の架橋が行われている分野である。実際、熟議民主主義研究は「話し合い」という非常にシンプルな理念の追求にあるが、このような話し合いが裏付けなしに追い求められている訳ではなく、ユルゲン・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論を背景としており、これがこの民主主義モデルに深みと広さを与えている(山本, 2021)。以上のような熟議民主主義研究における理論と実践の架橋自体は積極的に評価することが出来るが、理論の実践への応用に際しては注意を払わなければならない。筆者は、この架橋の弊害がまさに熟議形態の区分不足という形で顕在化しているのではないかと考える。すなわち、ハーバーマスのコミュニケーション理論や討議倫理は非常に哲学的な思索であり、その議論の中にディベートが良いのかディスカッションが良いのかという熟議形態の特定は出現しない。このような理論を制度化する際に、厳密な検討を経ずにディスカッションという熟議形態が選択されている可能性があるのだ。実際、山田(2010)は熟議民主主義における一定の有用性を認めつつも、同時にディベートの問題点を以下のように指摘する(山田, 2010, pp. 30-31)。

ディベートは、与えられたテーマについて(参加者本人の個人的立場とは無関係に)「是側」と「非側」に分かれて競い合う、一種の知的ゲームだということである。しかし、ゲームと違って現実の社会では、単純に「是か非か」「イエスカノーか」と割り切れない問題の方が圧倒的に多い。(中略)はじめから議論に一定の枠をはめられているディベートによって、このような熟議/対話のための能力¹⁵が訓練されるかどうかは、保証の限りではない。

確かに彼が指摘するように、ディベートが肯定側と否定側に分かれて行う行為であることは正しい。しかしながら、4.4 節で分析するように、複雑な問題を肯定と否定という二つの側面を手掛かりに考えるということが新しい発見をもたらす可能性があるし、かつ情報の

¹⁵ 微妙なものや複雑なものをそのまま捉え、解きほぐしていこうとする能力のことを指す。

処理方法も異なるために、ディベートとディスカッションが選好の変化にもたらす影響も異なる可能性がある。したがって、ディベートは二項対立の知的ゲームだから熟議民主主義における熟議形態として役立つかは分からないという議論はより詳しい検討・精査が必要である。

最後に、「ディベート」という語、もしくは形式が社会的に持つ否定的な印象である。このような分析は各国で見られるが、ここでは特に日本という文脈におけるディベートへの否定的な印象が流布していることを取り上げる。議論、特にディベートという「論破」のイメージがどうしても強く、否定的なスティグマが生じている可能性が高い。実際、議論において自らが展開する考えが否定されると自分が否定されたように感じたり、人と意見が異なることに恐怖心があったりするために議論を避けたいという意見も見られる(鈴木 et al., 2022)。このような感覚は現在では多くの場面で見られ、実際ひろゆき氏に関連させてディベートの危険性を告発しようとする風潮も存在する¹⁶(藤崎, 2022)。上土井(2022)はこのような状況を分析し、「議論する立場の固定による悪影響、論題の選定プロセスについての懸念、ディベートでは新たな価値が生まれないという批判、ディベートは日本の文化に合わないという批判、勝ち負けをつけること」という大きく分けて五つのディベートに関する否定的な言説があることを記述している。例えば一点目の「議論する立場の固定による悪影響」は、どのような論題に関しても弁舌や詭弁によって肯定・否定が出来てしまうという印象をディベートは与えるというものである。これはまさに、ひろゆき氏がテレビ番組で繰り広げる詭弁や論破のみにしか注力しない議論展開が世間一般に「ディベート」として捉えられ、ディベート全体へのスティグマが生じている状況を言い表していると考えられる。したがって、ディベートは本来もつ意味からは乖離した形で社会的に構築されたスティグマや拒否反応、忌避感覚によって熟議形態として熟議民主主義研究者によって選択されてこなかったという可能性が考えられる。

以上のように、理論的な分類の失敗、理論と制度化の架橋時の分類不足、ディベートへの否定的な印象、という三点の要因によって、先行研究では十分はディベートとディスカッションの区別が行われてこなかったと考えられる。本節では熟議民主主義に関する先行研究が熟議の区別不足、すなわちディベートとディスカッションの区別をしてこなかったことを指摘すると同時に、そのような問題が生じている要因を分析した。次節ではこの区別不足がどのような問題を引き起こすのかについてさらに検討を加える。

¹⁶ 記事中ではひろゆき氏が繰り広げる「ディベート」は建設的ではない、不誠実なものであると指摘されているが、ひろゆき氏が行う議論が本当に「ディベート」と言えるのかは疑問が残る。特に学術的に定義されるディベートと、世間一般で認識されている「ディベート」が指す概念は異なる部分が多い。ディベートの正確な定義については第4章第二項で詳しく取り扱う。

4.3 区別不足が引き起こす問題

前節では熟議民主主義研究が内包する、熟議に関する区別、つまりディベートとディスカッションの区別をしてこなかったという点を指摘し、そのような問題が生じている理由について分析を行った。本節ではこのような先行研究の問題点の深刻性について検討する。

これまでの熟議民主主義研究、特に制度化に関する実験においては、基本的にディスカッションという熟議形態しか採用されてこなかった。このような偏った研究は以下三つの問題を引き起こす/引き起こしている可能性が高い。一つ目の問題は、熟議民主主義の特徴である「選好の変化」に関するメカニズム解明が十分にできないという点である。第三章で述べたように、熟議民主主義の特徴は従来の集計型民主主義や競争型エリート主義がもつ「人々の選好は所与のものである」という前提を覆し、熟議によって人々の選好は変化するという考え方を導入した点にあった。この考え方を導入したからこそ、自由民主主義がはらむ問題を乗り越えられるのではないかと期待されている。しかしながら、現在はディスカッションを通じた際のみの選好変化に関する先行研究の蓄積しか見られない。詳しくは次節で記述するが、ディベートとディスカッションは双方ともに熟議の条件は満たしているものの、大きく異なる性質を持っている。もし選好変化のメカニズムがディベート・ディスカッションのどちらを行うかによって異なるのであれば、熟議民主主義における熟議形態の選択方法も見直す必要があるし、より詳細な選好変化のメカニズムについて調査することも可能となる。したがって、選好変化に関する知見をより蓄積するためにも、ディベートとディスカッションを区別することは重要であり、そのような区別がなされていないことは深刻な問題である。

二つ目の問題として、ディスカッションとディベートを区別しないことが、熟議民主主義の可能性を狭めてしまうという点が挙げられる。熟議形態としてのディベートとディスカッションは、どちらも熟議の条件は満たしているが制度化の方法が異なる。こちらも次節で詳しく述べるが、例えばディスカッションを成功させるためには熟練のファシリテーターが必要となってくるが、ディベートは誰がいつ話すのかについて構造化されているので、そのようなファシリテーターを準備する必要性はない。もちろん、ディベートを行う際にはディベートのルールを知っているスタッフを準備する必要性はあるが、そのスタッフが必ずしもディベートに精通している必要性もない。さらに、このような差異に関連して、制度化のしやすさも異なると考えられる。熟練のファシリテーターが準備できない時においても、ディベートを用いて熟議民主主義を制度化できる可能性があるし、例えばディベートとディスカッションという制度化の差異がもたらすアウトカムの違いが明らかになれば、そのような両者の性質を考慮し、どちらを制度化するかという選択が可能になる。さらに、制度化をしない場合でも、熟議システム論の観点から、どちらの熟議形態の方がシステムとしての熟議を促進することに資するののかという考察が可能になる。したがって、現状ディスカッションしか制度化において採用されていないことは、実質的に熟議民主主義が取りうる1つの選択肢を失っていることと同義であり、その損失は大きいものであると考えられる。

三つ目の問題として、熟議における人々の発話を促す「ファシリテーション」としての機能を見逃してしまう可能性が挙げられる。熟議民主主義は人々の間の話し合いに価値を置く理論ではあるが、制度化の際に問題が二つ生じる。一点目は熟議民主主義関与の「魅力のなさ」、二点目は行き過ぎた「主体能力主義」である(田村, 2021)。前者の「魅力のなさ」はその言葉が表すように、熟議に参加すること自体に魅力が無く、多くの人々がそもそも参加しようと思わない可能性があること、後者の行き過ぎた「主体能力主義」とは、熟議民主主義が人々に「熟議する能力」を求めてしまい、非現実的な理論になってしまうことを指す。田村(2021)はそのような熟議民主主義が抱える問題を、ファシリテーションで解決できる可能性があるとし唆する。彼は熟議民主主義理論の文脈におけるファシリテーションを以下のように定義する(田村, 2021, p. 128)。

ファシリテーションは、さまざまな仕組み・仕掛けを設定することで、人びとに熟議を促す。それは、ナッジがそうであることを期待されるように、各人が「熟議する能力」があろうとなかろうと、思わず話し始めてしまう、人の話を聞いてしまうように促す。

すなわち彼は、熟議における仕掛けによって、熟議民主主義が潜在的に持つ問題を乗り越えられると指摘する。このようなファシリテーションは、熟議の形態であるディベート/ディスカッションに求めることが可能である。例えば、もしディベートが参加者に強固な議論の展開を促し、ディスカッションが自由かつ多数の論点を提出することを参加者に促すのであれば、異なるファシリテーションの機能として両方を活用することが非常に重要となる。したがって、ディベートとディスカッションという熟議形態を区別しないことはファシリテーションの選択肢を狭めてしまっているという点で問題である。

以上、本節ではディベートとディスカッションを区別しない場合に生じる問題について解説してきた。ディベートとディスカッションを区別しないことは、概して知見の深化や制度化の選択肢を狭めるといった負の結果につながるのではないかと考えられる。次節からは、議論学やコミュニケーション学といった文脈においてディベートとディスカッションがどのような区別をされているのかを整理し、それぞれの差異を明らかにする。ここまで検討してきた区別不足が具体的にはどのようなものであり、いかにディベートとディスカッションの両者間に差異があるのかについて明確にしていく。

4.4 熟議形態としてのディベートとディスカッション間の差異

ここまで、熟議民主主義が抱える問題としてディベートとディスカッションの区別がなされていないことを指摘し、その区別不足の深刻性を分析してきた。本節では、一度民主主義理論を離れ、議論学やコミュニケーション学の先行研究を参照しながら、学術的なディベートとディスカッションの差異を明らかにする。この作業を通して、ここまで言及してきた

先行研究の問題点の理論的な妥当性を論証しつつ、次章から扱うディベートとディスカッションの比較実験の前提条件を整理していく。

ディベート研究等で頻繁に引用されるディベート自体の定義として、松本・他(2008, p. 5)による「ある論題に対して、対立する立場を取るディベーター（議論を直接かわす人）同士が、聴衆を論理的に説得するために議論すること」というものがある。さらに彼らは、同書の中でディベートとディスカッション（引用中では「他の討論形式」に含まれる）の違いを目的及び進行形式という二つの次元に分け、以下のように記述する(松本 et al., 2008, p. 12)。

〔目的〕

他の討論形式の多くが、最終的には議論する当事者の間で合意を形成することを理想としているのに対し、ディベートでは、議論する者の間で合意を形成することは期待されていない。むしろディベートでは、議論の衝突が期待されており、議論のやり取りを聞いている人たちを論理的に説得するという目的が意識しておこなわれる。

〔進行形式〕

通常のディベート（授業ディベートと競技ディベートの違いに関わらず）では「参加者が公平に話せるように、進行形式（誰がどういう順番で何分ずつ話すかということ）を事前に、しかも厳密に決めておく」という点が、司会者の裁量にまかされることが多い他の討論形式とは異なる。

この詳細な定義を本研究の主眼である熟議形態という観点から捉えると、ディベートは対立する意見の衝突があらかじめ期待されている、換言すると話し合いが目的に沿って構造化されているのに対し、ディスカッションではディベートで見られるような意見の衝突はプログラムされておらず、各個人の自由な発話が期待されると同時に、話し合いは司会者（ファシリテーター）によって合意形成という目的の下規定されると要約できるだろう。以下ではこのようなディベートとディスカッションの差異を、①意見の衝突の発生、②熟議中の態度、③立場変更の可能性、④熟慮（情報のインプット）の特徴、という四つの観点からさらに詳しく分析する。なお、これら4つの分類はディベート/ディスカッションの分類に関する先行研究に基づくとともに、ディベート活動に合計7年間関わってきた著者の経験から emic 的に導き出されたものである。

① 意見の衝突の発生

先述の松本らによるディベートに関する定義においても、意見の衝突はディベートの核心とされていた。この意見の衝突は、理念的に期待されているのみならず、多くの場合で装置として実装されている。言い換えると、ディベートは衝突が生じるような構造になっている

なのだ。実際、既出の松本は別書の中で、ディベートの構造的な定義を行っている(松本, 1996, pp. 20-21)。

ディベート (debate) : ひとつの論題に対し、2 チームの話し手が肯定する立場と否定する立場とに分かれ、自分たちの議論の優位性を聞き手に理解してもらうことを意図したうえで、客観的な証拠資料に基づいて議論をするコミュニケーション形態。

ここでは、ディベートの目的のみならず、肯定否定の 2 チームが存在するという熟議形態の構造にまで踏み込んでディベートが定義されている¹⁷。実際に対立構造の下で行われるディベートにおいては、意見の対立や反論が必ず発生する。ディベート・議論研究者の中には、この反論を議論の中心に据える人々も存在する¹⁸。

このようなコミュニケーションの構造による意見の衝突が発生するディベートに対して、ディスカッションでは必然的に意見の衝突が発生するとは限らない。なぜなら、意見の対立が発生するような構造になっていないからだ。ディスカッションは基本的にチームを構成した後に意見を衝突させるという行為はなく、発話は個人ベースで行われる。ディスカッションにおいてはディベートと対照的に、対立を防いだり調整したりすることが期待されている。実際、グループディスカッションに関しての方法論を体系的に網羅するウッドらは円滑なディスカッションにおけるルールを以下の 5 つに集約する(Wood et al., 1986, pp. 16-17)。

1. 効果的なディスカッションは目標指向である
2. 効果的なディスカッションは、公的なアジェンダによって規定される
3. 効果的な議論は、メンバー全員がグループの効果に責任を持つことが必要である。
4. 効果的な議論は、協力的な努力と態度を前提とする。
5. 効果的なディスカッションには、リーダーシップが必要である。

(筆者訳¹⁹)

¹⁷ 実際、競技ディベートと呼ばれる分野では、ほとんどの場合ルールとして肯定・否定に分かれることが定められている。肯定・否定の立場を自分で選ぶことはできず、試合を複数こなしていくなかで必ず両方の観点からディベートを行うことが求められる。

¹⁸ 例えば香西(1995)など。

¹⁹ 原文は

“1. Effective discussion is goal-directed

2. Effective discussion is regulated by a public agenda

3. Effective discussion requires that every member be responsible for the group's effectiveness.

特に、ルール 2 と 5 は、ディスカッションの意見衝突に関連する構造を大きく規定している。ルール 2 は何をどのように発話すべきなのかに関しての agenda を設定する重要性についてであり、「多くの人々の異なる考えを調整するのは難しいため、参加者全員が守ることができる何らかの方法や手順を用意することが重要」²⁰であり、例えばそれは「対立を防ぎ、対立が起こった際にそれを解消するためのルール」²¹などのことを指す(Wood et al., 1986, p. 13)。このように、ディスカッションでは対立する考えを衝突させるのではなく、調整するためのルールが設けられることが多い。加えて、ディスカッションにはよくファシリテーターと呼ばれる役割の人も存在する。これはルール 5 で規定されている、リーダーシップの必要性に対応したものと考えられるだろう。実際に既出のウッドらも、「誰かがディスカッションのリーダーを務めるべきと考える。通常のメンバーが分担してリーダーを務める場合でも、プロトコルの詳細を確実に処理し、関係性がある他のグループに対しての代表を行う人が存在した方が良い」²²と主張する(Wood et al., 1986, p. 16)。このようなリーダーは、例えばグループ内に対立が発生した際には、その対立を調整し、ディスカッションの円滑な進行を促進する役割を担う。

まとめると、ディベートとディスカッションは意見の対立に関する考え方や捉え方が異なることが分かる。ディベートでは、まず肯定・否定という 2 サイドに分かれ、それぞれがチームとしての発言を行い、それによって意見の衝突が発生する。これに対し、ディスカッションではサイド等の構造は存在せず、個人ベースで発言を行い、意見の対立はルールやリーダーの存在によって素早く対処される。

② 熟議中の態度

ディベートとディスカッションの二点目の差異は、熟議中の態度の違いにある。これは一点目の差異である意見の衝突に大きく関連している。先述の通り、ディベートでは意見の衝突が構造（肯定・否定の 2 チーム）によって作り出されているため、熟議においては必ず衝突が見られる。したがって、ディベートの参加者の態度は反対のサイドの意見に対して批判

4. Effective discussion presumes cooperative efforts and attitudes.

5. Effective discussion requires leadership.”

²⁰ 原文は “Because it is difficult to reconcile the different ideas of a great many people, it is important to have some method or procedure that all participants can follow.”

²¹ 原文は “People need rules of order to prevent conflicts or to resolve it if it arises. ”

²² 原文は “We believe one person should act as discussion leader. Even when regular members assume shared responsibility for leadership, it is good idea to have one person to make sure that protocol details are handled and to represent the group to other agencies with which it is connected.”

的になる²³。実際、ディベートにおいて体験できることとして、批判的思考が挙げられている(松本 et al., 2008, pp. 16-17)。反対にディスカッションにおいては、このような批判的・競争的な態度が必ずしももたらされない。既出のウッドら(1986)による効果的なディスカッションのルール4においても、「協力的な努力と態度が必要である」とされているし、西口ら(2020)によるグループディスカッションの定義も、「集団の中で共有された問題解決や目標達成を目的とした、思考に支えられた相互的なコミュニケーション」とされており、グループ全体で目標に向かうという点が重視されている。したがって、熟議中に求められる態度が、ディベートでは批判的、ディスカッションでは協力的なものであると考えられる²⁴。

③ 立場変更の可能性

ディベートとディスカッションの二点目の差異は、誰が意思決定を行うかという点から導かれる。すでに述べたように本論文ではディベートとディスカッションが持つ意思決定の手法に関しては取り扱わないが、理想的なモデルが持つ意思決定者の差異から、熟議形態の差異を確認することができる。それはすなわち、熟議の途中に自らの立場を変更できるかという点である。Ehninger ら(2008)は、意思決定者が誰なのかという観点に依拠してディベートとディスカッションを分類している。彼らはディスカッションを“The Internal Method”、ディベートを“The External Method”と呼称する。図 1.1(下記図 4-1)は、そのようなディスカッションとディベートの違いを表している(Ehninger & Brockriede, 2008, p. 7)。

²³ 肯定もしくは否定の反対サイドには批判的となるが、もちろん同サイド内の仲間同士の会話は協力的であると考えられる。

²⁴ もちろん、ディベートにおいて協力的な態度を取ることも可能であるし、ディスカッションにおいて批判的な態度を取ることも可能である。ここで述べている態度とは、それぞれのコミュニケーション形態から導き出される、参加者に対して規範的に求められる態度のことを指す。

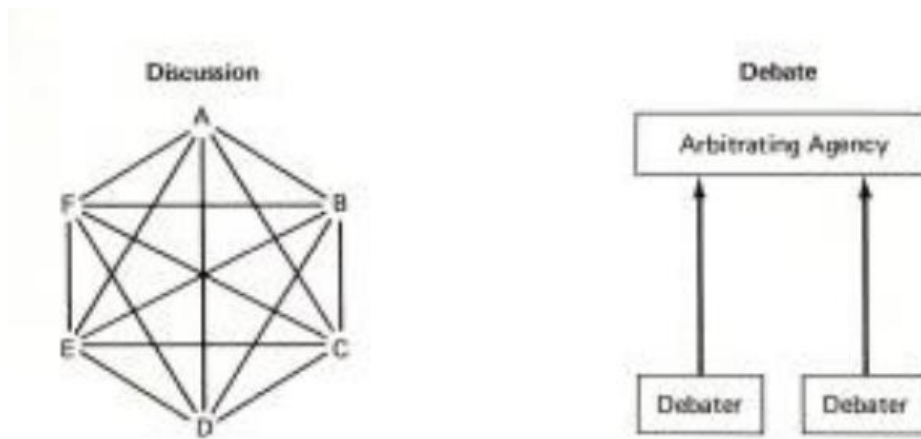


Figure 1.1 Internal and External Methods

図 4-1 意思決定者に依拠したディベートとディスカッションの差異

前者の“The Internal Method”、すなわちディスカッションにおいては、外部に訴えることなく参加者自身が意思決定を行う。したがって、ディスカッションにおける「判断は、自分自身の考え、試行錯誤、努力の結果であり、自分だけのもの」である(Ehninger & Brockriede, 2008, p. 4)。このように意思決定者が参加者本人であるということは、熟議における立場の変更を容易に、自分の意志でできることを意味する。つまり、もしディスカッションにおいて自分が納得する意見が他者から提示された場合、理念的な意思決定者は参加者本人なのだから、その場の自己の判断により、立場を変更することが可能である。

このように意思決定者が参加者本人であり、立場の変更が熟議の途中であっても容易に可能であるディスカッションに対して、ディベートは“The External Method”と分類され、意思決定者が参加者本人らではない。一般的に、ディベートには肯定・否定の2サイドに加え、審査員（ジャッジ）が加わる。したがって、ディベートにおける話し合いは「①お互いではなく、外部に訴えを向けること、②これらの訴えは、関連する事実または価値の解釈に基づくものであること」²⁵という二つの原則の下行われる(Ehninger & Brockriede, 2008, p. 7)。この意思決定者が外部に存在するというディベート独自の仕組みを鑑みると、ディベートという熟議形態は熟議中の立場の変更を参加者に許容しない。例えば、肯定側でディベートをしている参加者が、熟議の途中で個人的に共感する内容を否定側から聞いたとしても、あくまで第三者を説得するために、引き続き肯定側の立場から議論を展開する必要性が生じる²⁶。

²⁵ 原文は “1) The participants must direct their appeals not to one another but to an external adjudicating agency and 2) these appeals must be based on an interpretation of relevant facts or values.”

²⁶ 小説の描写等でディベートの参加者が立場を変更するものもみられるが、厳密にはその

まとめると、ディベートとディスカッションの理想的なモデルにおける意思決定者の差異が存在するということから、熟議の途中で立場を変更することが出来るか否かという差異があることが導かれる。

④ 熟慮の特徴

熟議民主主義の熟議の要素として、コミュニケーションのみならず熟考というプロセス、すなわち偏りを極力排除した情報に基づいた思考が含まれていることはすでに述べた。実際、多くの制度化研究においては、話し合いの前に主催者が準備した資料を読み込む機会を設けている。ディベートとディスカッションは、この「熟慮」のプロセスにおいても差異が生じると考えられる²⁷。ディベートにおいては、先述の通り意見の衝突が行われる。したがって、熟慮の際には、意見の衝突に耐えうると考えられる資料が集中的に読まれたり、そのような衝突に強い資料を探すという態度で資料に当たったりする可能性がある。このような意見の衝突を前提とした熟慮とは対照的に、ディスカッションでは自分の信念に基づく発話が求められるため、ディベートと比較すると熟慮の段階では共感した資料や、自分の信念と類似性が高い資料を集中的に読んだり、そのような資料を探索するという形で資料を読み込んだりする可能性が考えられる。

4.5 小括

本章では、熟議民主主義の先行研究がディベートとディスカッションを区別してこなかったことを指摘すると同時に、なぜそのような問題が発生しているのか、そして区別を行わないことがどのような問題を内包するのかを検討した。さらにその後、4つの観点から熟議形態という観点から、ディベートとディスカッションの差異を分析してきた。4点の差異を表にまとめると、以下のようになる。(表 4-1)

表 4-1 ディベートとディスカッションの理論的差異

	① 意見の衝突	② 熟議中の態度	③ 立場変更の可能性	④ 熟慮の特徴
ディベート	構造的に対立型	対立するサイドに対して批判的	立場の移行が不可能	意見対立を踏まえた議論に強い資料を探索

ような立場の変更はディベートにおいて行われない。

²⁷ ディベートとディスカッションの双方を包括すると考えられる議論法

(Argumentation) という広義の学術的な側面においても、「議論を組み立てること」と「議論を交わすこと」は区別されており、例えば Ziegelmüller ら(2006)はこのような議論法が探究と弁論の二側面に分けられると主張する。

ディスカッション	構造的に対立は解消される	協力的	立場の移行が可能	個人の信念を踏まえた共感的・類似的な資料を探索
----------	--------------	-----	----------	-------------------------

表 4-1 から分かるように、ディベートとディスカッションの間には差異が見られる。したがって、少なくとも理論的には区別を行っていない現状は問題があると考えられる。この検討結果を鑑みると、4.2 節で述べたような区別不足による問題も発生している可能性がある。例えば選好変化のメカニズムは、対立が必ず発生する熟議に参加することと、必ずしも対立が発生しない熟議に参加することで異なってくるかもしれない。さらに、熟議民主主義の可能性として、自分の信念とは必ずしも一致しない構造的に固定された立場から議論を展開するディベートは、単に個人の意見を展開するディスカッションよりも比較的容易にできるかもしれない。なぜなら、ディスカッションでは先述の通り個人の意見を全員が平等に述べるために熟練のファシリテーターが必須となってくるし、合理的無知が進展する現代において、参加者全員が必ずしも意見を持っているわけではないからだ。もちろん、物事を強制的に二つの側面を手掛かりに考えるというディベートがもつ熟議形態の特徴は、3.2.2 項で取り上げた熟議システム論としての熟議的な性質、具体的には「認知的機能」（適切な情報の取得や理由の検討を通じて、選好、意見、意思決定の認知的価値を高める機能）を高める要因となりうるかもしれない。最後に、ファシリテーションという観点からディベートとディスカッションの際を捉えた場合でも、ある意味単純な、理解しやすい争点が出出するディベートは人々に発言をさせる仕掛けになる可能性もある。これらの理由より、熟議民主主義における熟議形態は、理論的にディベートとディスカッションで区別されるべきものであると考えられる。

以上、本章では熟議民主主義の先行研究が内包するディベートとディスカッションの区別不足という問題点を指摘しつつ、区別の必要性を理論的に考察した。次章からは、本章で整理したディベートとディスカッションの理論的な差異に依拠しながら、探索的な実証研究を行っていく。

第5章 研究方法

5.1 はじめに

第四章では、ディベートとディスカッションの理論的な差異について明らかにしてきた。さらに、そのような差異が熟議民主主義の文脈において持つ意味に関しても考察を加えた。しかしながら、熟議民主主義研究が制度化に関する知見を多く蓄積したように、実社会に実装した際に理論通りの結果が得られるのかは検討の必要がある。したがって、本章では今回行ったディベートとディスカッションの差異についての実証研究の方法を記述する。次章では本研究から得られた結果に分析を加える。

5.2 節では実証実験のリサーチクエスチョンを設定し、続く 5.3 節では具体的な研究方法を説明する。

5.2 先行研究の問題点を踏まえたリサーチクエスチョン

先行研究においてはディベートとディスカッションが区別されていない状態であり、そのような区別の必要性を理論的・実証的に証明することが本論文の位置づけである。特に本章以降は実証研究を通してディベートとディスカッションは分類される必要性があることを探索的に証明していく。先行研究の整理および本研究の位置づけを踏まえ、本実証研究は前章で行った理論的な差異の検討が正しいのかを証明するとともに、実際の熟議形態として、ディベートとディスカッションの間にはどのような差異が見られるのかを明らかにすることを目的とする。4 章での検討において、ディベートとディスカッションを区別しないことは選好や特定の選好を支持する理由の変化に差異がある可能性を示唆した。さらに、理論的に両者間には①意見の衝突、②熟議中の態度、③立場変更の可能性、④熟慮の特徴という四つの差異があることが分かった。今回の実証実験において、理論的差異における①および③は所与の条件として考えられる。つまり、ディベートの形式として肯定側・否定側を設け、熟議の最中には立場を変更できないという点に関しては実験における所与の条件となる。対して選好および理由の変化、および理論的差異の一部である②熟議中の態度および④熟慮の特徴はディベートとディスカッションを実践した際に想定される差異である。これらの分析を鑑み、実証研究のリサーチクエスチョン(RQ)を以下のように設定する。

RQ：熟議形態としてのディベートとディスカッションを比較すると、選好・理由の変化、および熟議中の態度と熟慮の特徴における差異は発生するのか。

RQ を言い換えると、本研究の独立変数は、ディベートとディスカッションという熟議形式の違いであり、その違いは①意見の衝突、および③立場変更の可能性にある。対して従属変数が RQ 中における選好・理由の変化、そして②熟議中の態度、④熟慮の特徴である。この RQ への回答は、選好に関しては特定のトピックに対して賛成と反対どのような立場を

保持しているか、理由に関しては参加者が記述した理由のテキストや発言の変化によって測定することが出来る。さらに②熟議中の態度と④熟慮の特徴に関しては、参加者の熟議中における行動などを観察することで考察を加えることが可能である。

既に検討したように、先行研究は複数の要因からディスカッションとディベートを区別してこなかった。したがって、上記リサーチクエスションは熟議民主主義における熟議の形態を考察するという観点から価値を持ち、かつ妥当であると考えられる²⁸。

5.3 手法

5.3.1 被験者の情報

今回の研究において、対象とした被験者の情報を表 5-1 に示す。本調査は、筆者が独自に連絡をとることができた高校、および筆者が在籍する大学の教授から協力を得てつながりをもった中学校の生徒に研究の概要を説明し、グーグルフォームを通して協力を申し出た方を対象とした。本実験参加者には、応募時に調査概要に関する文書を読んでもらうとともに、調査を実施する前にオンライン上における口頭での本調査の内容、趣旨をあらためて説明し、いつでも調査への協力を辞退することが可能であること、調査を通して収集したデータは筆者が責任を持って管理し、情報は全て匿名化した上で、研究目的以外には公開しないことなど情報管理の方法について周知した。

表 5-1 被験者の属性

ID(コードを振り分けている)	性別	所属	学年	備考
A	男	〇〇高校	一年	
B	男	〇〇高校	一年	
C	男	〇〇高校	一年	
D	女	△△高校	二年	3 か月程度のディベート経験あり
E	女	△△高校	二年	3 か月程度のディベート経験あり

²⁸ 本リサーチクエスションに取り組むことの価値は、4.3 節で分析した、分類不足による問題（選好変化に関する知見の不足、熟議民主主義の可能性の制限、およびファシリテーション観点からの熟議形態の考慮不足）といった問題を解決できる点にあると考えられる。

				ト経験あり
F	女	△△高校	二年	3 か月程度 のディベート ト経験あり
G	女	△△高校	二年	3 か月程度 のディベート ト経験あり

これらの情報は、全て 2022 年 12 月現在のものである。なお、実験においてディベートを行ってもらった被験者は、最低限のディベート経験がある。これは、何も知らない状態でディベートを行い、混乱を招く可能性を最小限にするためである。同時に、実験への影響を軽減させるため、ディベート経験ができるかぎり少ない被験者を対象とした。

5.3.2 データ収集の方法

本実験においては、主にアンケート調査とインタビュー調査の二つの方法によってデータを収集した。以下、その手法について解説する。

5.3.2.1 熟議の体験とアンケートによるデータ収集

表で示した被験者には、オンライン上で実際に校則の全廃をすべきか否かというトピックについて熟議（ディベートもしくはディスカッション）の体験をしてもらった。その体験の中で、選好とその理由についてのアンケートを三回収集した²⁹。アンケートでは、校則の全廃に関してどのような選好を持っているのか六件法で尋ねるとともに、その選好を保持している理由を記述式で回答してもらった。全体の流れは以下図 5-1 に示す。

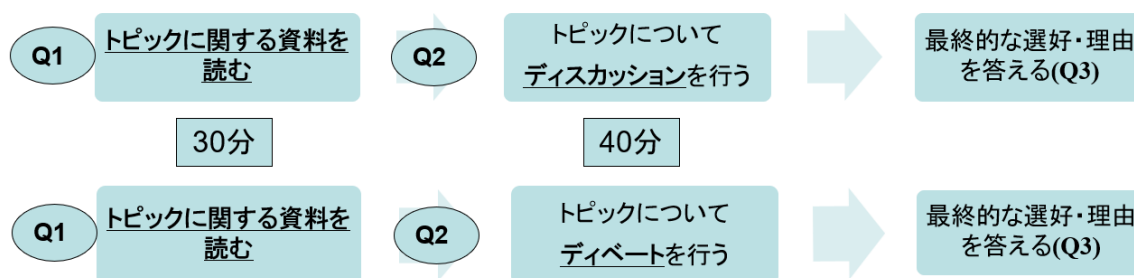


図 5-1 研究の流れ

本研究では、被験者 A, B, C がディスカッション、D, E, F, G がディベートを行った。ディベートをする被験者に関しては、実験の冒頭に E, F が肯定側（Affirmative Side: Aff）、D, G

²⁹ アンケートの質問形式は付録 2 として本論文に添付している。

が否定側（Negative Side: Neg）を担当することを事前に伝えた。その後、まず初めに、事前アンケート①（図 5-1 では Q1）に回答してもらった。この結果は、情報のインプットも熟議も行っていないため、完全な「生の声」と考えられる。次に、事前に準備していた「日本政府はすべての公立の中学校・高等学校における校則を全廃するべきだろうか？」というトピックに関する資料を 30 分間読んでもらった³⁰。資料にはトピックに関する賛成・反対両方の意見をバランスよく掲載している。この段階は基本的には個人の作業となるが、分からない点を聞き合ったり、ディベートをすることになっている被験者に関しては立論等を作成したりするための会話は許容した。この情報のインプット、すなわち熟慮のプロセスが終了した後に、事前アンケート②（図 5-1 では Q2）に回答してもらった。この結果は、情報を見てはいるが熟議を行っていない状態での選好やその理由を示す。その後、被験者にはディスカッションもしくはディベートを行ってもらった。なお、時間に関する条件を整えるため、両方ともおよそ 40 分程度の話し合いになるように調整を行った。ディスカッショングループは著者がファシリテーターとして入り話し合いを進め、ディベートグループは表 5-2 に示す形で話し合いを進めてもらった³¹。

表 5-2 ディベートのタイムテーブル

スピーチ	時間
① 肯定 立論 Affirmative Constructive Speech	3 分
準備時間 Preparation Time	1 分
② 否定 質疑 Questions from the Negative	2 分
③ 否定 立論 Negative Constructive Speech	3 分
準備時間 Preparation Time	1 分
④ 肯定 質疑 Questions from the Affirmative	2 分
準備時間 Preparation time	2 分
⑤ 否定 アタック Negative Attack	3 分
⑥ 肯定 質疑 Questions from the Affirmative	2 分
⑦ 肯定 アタック Affirmative Attack	3 分
⑧ 否定 質疑 Questions from the Negative	2 分
準備時間 Preparation Time	2 分

³⁰ 本研究で使用した資料は付録 1 として本論文に添付している。

³¹ 本形式は全国高校英語ディベート連盟(HEnDA)が採用しているディベートのスタイルを参考にしている(全国高校英語ディベート連盟, n.d.)。ディベートとディスカッションの理論的差異でも検討したように、ディベートでは意見の衝突が構造として組み込まれている。本研究においても、ディスカッションは比較的自由的な話し合いとしたが、ディベートは表に示されるように構造によって話し合いが規定されている。

⑨ 肯定 ディフェンス Affirmative Defense	3 分
⑩ 否定 ディフェンス Negative Defense	3 分
準備時間 Preparation Time	2 分
⑪ 肯定 総括 Affirmative Summary	3 分
⑫ 否定 総括 Negative Summary	3 分
計	40 分

これらのディベート・ディスカッションが終了した後、被験者には事後アンケート（図 5-1 では Q3）に回答してもらった。この結果は、情報のインプットである熟慮と熟議を経た後の結果である。

5.3.2.2 インタビュー調査によるデータ収集

RQ の内容をより明らかにするためのフォローアップインタビューとして、表 5-1 で示した被験者のうち、協力を申し出た 4 人（A, C, F, G）を対象に半構造化インタビューを行った。インタビュー調査は Zoom を用いて行い、被験者の許可を得たのち、録音・録画を行った。インタビューにおいて明らかにしたいことを前もって決定し、その項目に応じて質問を事前に準備した（表 5-3）。当日は表 5-3 に示した質問を中心に投げかけ、RQ に関連する話題が出た場合は柔軟にやりとりを行うようにした。録音は後日文字起こしを行い、テキストを分析対象とした。

表 5-3 インタビュー調査に使用した質問項目

明らかにすること	質問項目
ディベート/ディスカッションの全体的な差異	・ディベート/ディスカッションをしてみてもうどうでしたか？
資料による選好・理由変化への影響	・一回目アンケートの回答から二回目アンケートの回答で数字と理由に変化がありましたが、これはなぜ発生したのですか。
熟議による選好・理由変化への影響	・二回目アンケートの回答から三回目アンケートの回答で数字と理由に変化がありましたが、これはなぜ発生したのですか。
資料を読み込む際の態度	・資料を読んだと思いますが、どのような感想を抱きましたか。 ・資料の中で、印象的なものはありましたか。

第6章 結果と考察

6.1 はじめに

本章では、第五章において提示した実験手法において得られた結果を紹介しつつ、当該結果への分析を加える。6.2 節ではアンケートにおいて六件法を用いて尋ねた選好の変化について分析を行い、情報のインプット（熟慮）や熟議（ディベートもしくはディスカッション）を通して被験者たちにどのような選好の変化があったのか、そしてディベートとディスカッションの間に差異が見られるのかを検討していく。続く 6.3 節では、アンケート内に設けた選好に関する理由の記述欄、および追加で行ったインタビューの結果を用いながら、理由の変化がどのようなものだったのかについて考察を加えつつ、ディベートとディスカッションの差異を分析する。

6.2 選好の変化

六件法を用いて選好を訪ねたアンケートでは、以下のような結果が得られた(表 6-1)。なお、六件法において数値が 6 に近いほど今回採用したお題である「日本政府はすべての公立の中学校・高等学校における校則を全廃するべきだろうか？」に関して反対の意見、すなわち校則は全廃すべきではないという選好を示し、反対に 1 に近いほど校則は全廃すべきであるという選好を示している。

表 6-1 選好の変化に関する回答数値

熟議形態	ID	事前アンケート①	事前アンケート②	事後アンケート
ディスカッション	A	6	5	5
	B	4	1	4
	C	2	3	1
ディベート	D(Neg)	2	2	2
	E(Aff)	2	2	2
	F(Aff)	1	1	1
	G(Neg)	3	2	4

変化を明確に把握するため、表 6-1 の回答数値を折れ線グラフにしたものが図 6-1、図 6-2 である。ディスカッションを体験した被験者の選好は大きく変化しており、その選好の変化に一定の方向性がないことが分かる。このようなディスカッションの結果に対し、ディベートを体験した被験者の選好の変化はあまり見られない。ほとんどが開始から同じ選好を保持し続けている。しかしながら、被験者 G は情報のインプットである熟慮を終えた際に当初持っていた選好を強化し、その後当初の選好とは異なるサイドでディベートを体験し、ディベートにおいて担当したサイドの方向に選好が変化した。したがって、被験者数が少な

いという限界もあり一般化はできないが、本研究においてはディベートとディスカッションどちらを行うかが単純な選好変化へ与える影響はほとんど認められないと考えられる。

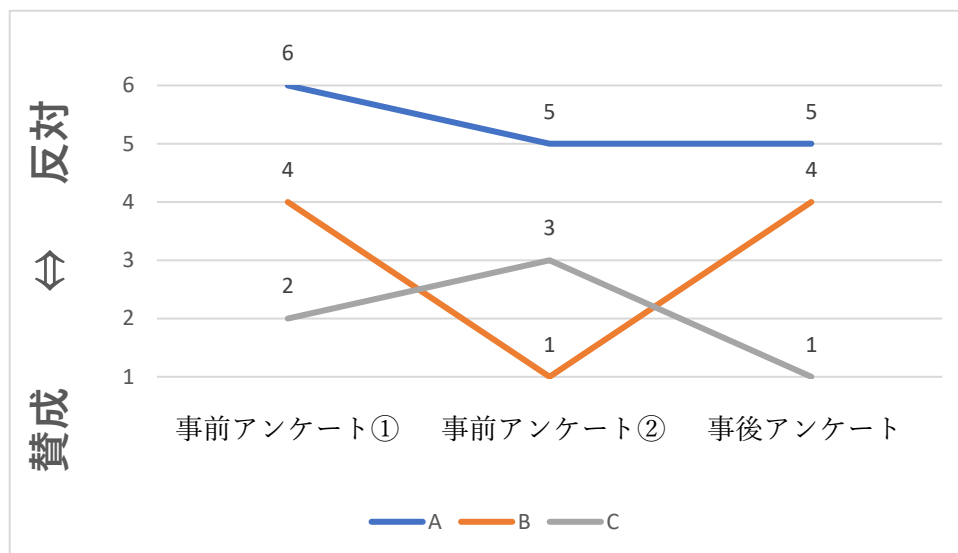


図 6-1 ディスカッショングループの選好変化

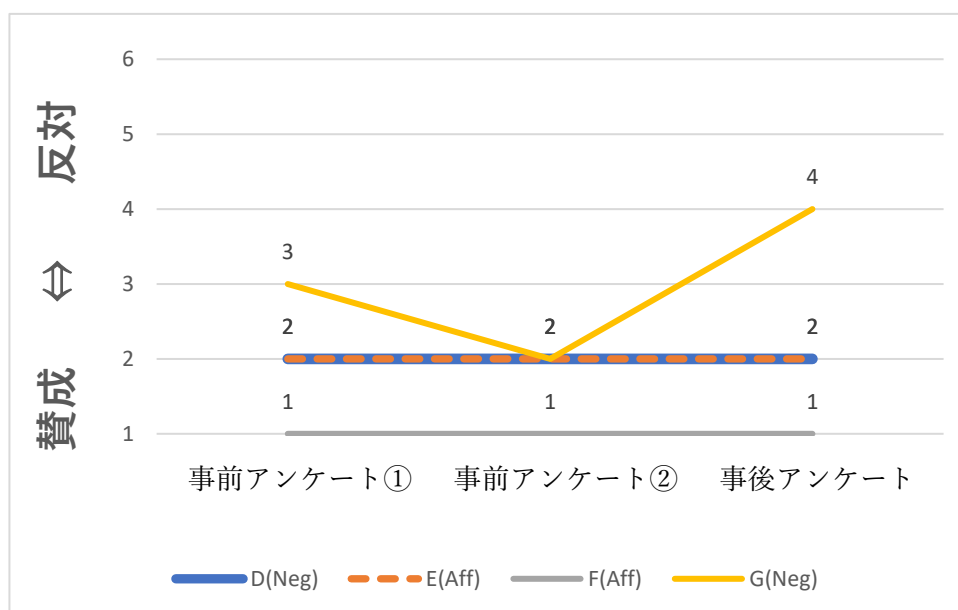


図 6-2 ディベートグループの選好変化

上述のように、六件法における選好変化にはディベートとディスカッションの差異が見られないが、そもそも1～6という選択肢が被験者によってどのように解釈されているのかには個人間に違いがあるかもしれない。そして、同じ選好を選択していたとしてもそれらの選択理由は変化している可能性がある。したがって、より詳細な理由やディベート・ディスカッション間の差異を調べるため、次節以降で理由の変化について考察を行う。

6.3 理由の変化

前節では六件法によって調査した選好についての結果を紹介し、分析を加えた。しかしながら、単純な選好という観点ではディベートとディスカッションの間に差異が認められなかった。そのため、本節では熟慮の段階（事前アンケート①から事前アンケート②の段階）での変化、熟議の段階（事前アンケート②から事後アンケートの段階）での変化という二点について、アンケートによって収集した特定の選好を選択した理由と、インタビュー調査によって収集したより詳しいデータを用いつつ分析を行う。なお、本節においては均等なデータ量でディベートとディスカッションの比較を行うため、インタビュー調査による情報収集に協力を申し出た被験者 A, C, F, G に焦点を当て分析していく。

6.3.1 「熟慮」の特徴と理由の変化

熟慮の段階では、ディスカッションとディベートの形式の違いは影響をもたらしているのだろうか。まずはディスカッションを行った被験者の理由の変化を検討する（表 6-2）。

表 6-2 アンケートにおけるディスカッショングループの理由変化（一回目から二回目）

ID	理由一回目(六件法による選好)	理由二回目（六件法による選好）
A	思春期真っ只中の生徒が多い中学校において、校則の撤廃は混沌を招くと思う。ましてや社会勉強をしなければならない中学校、高校という環境において、「みんなでルールを守る」という経験は大切であると考えから。(6)	やはり社会勉強の一環として、「耐え忍ぶ」精神は大事だと思う。(5)
C	キリストの学校なので坊主はダメと言われるがそのような校則良くないと思う。次に制服の身だしなみをしっかりと着るというものがある。これは社会に出た時に身だしなみなどで印象が変わってくると思うので必要だと思う。よって全てを撤廃するべきとは言わないが「強制力」は良くないと思う。(2)	今課題になっているジェンダーや服装の自由が書かれていて大変納得した。撤廃しない方が良い意見も見て、縛りがある中で過ごす練習も必要だと感じた。(3)

A に関しては、事前アンケート①の段階で答えていた社会勉強という点が事前アンケート

②の段階でさらに強く主張されており、資料を読んだ後にも理由が大きく変化していないことが分かる。実際のインタビューにおいても発言 1 のように述べており、資料を読むという熟慮は理由の変化に大きく寄与していない。

発言 1

筆者： あの一回目のアンケートではあまり書かれてなかった、この耐え忍ぶ経験とか、耐え忍ぶ精神って大事だよねっていうふうなことが書かれていたんですね。例えばそうじゃなくていいんですけど、資料を読んだとかではなくて、まあ友達と話し合っただけで感じですかね³²。

A： そうですね。資料を読んだ、もともとたぶんあったと思うんですよ。僕の中で、あの学校、我慢ができた方が絶対いいよねっていうのが僕の中であって。

トピックに関する肯定・否定の情報が掲載された資料を読むという熟慮のプロセスにおいて、A は分からない点を友人との簡単な会話で解決しながら、自分の中の意見を再確認していると考えられる。C に関しては、事前アンケート①の段階で非常に個人的な理由である髪型について述べると同時に、身だしなみの重要性に言及しつつ全廃のデメリットを主張している。これに対し、事前アンケート②の回答ではジェンダーに関する視点が理由として入ってきているという点、及び縛りがある生活に慣れておく必要性について主に述べており、前者に関しては完全に新しい論点、後者に関しては身だしなみの重要性を一段階抽象化した理由になっていることが分かる。例えば C はジェンダーに関する論点について、以下のよう述べている（発言 2）。

発言 2

筆者： なんかここで、例えば理由、ま、ジェンダーとかってジェンダーの記事があったと思うんで、それかもしれないですけども、まあなんかちょっと意見とか理由が変わったきっかけとか、まあ、そのここは資料を読んだところなので、まあ資料を読んで変わったのか、それともなんか自分の中でこう。あ、ちょっとこの考えあったなみたいな感じで思い出したか、どんな形で変わられましたか？

C： ああえっと。まあそもそもジェンダーに関しては、自分男子校でもあって、なんか、あまり。そうですね。深く考えたことがなくて。ずっと塾の先生にですね、そのジェンダーの話を、話があって、えっと、なんかそのジェンダーの観点からすると、男子校や女子高っていうのは今遅れてて。あのあたり、男子は

³² ここでの話し合いとは、本格的な熟議ではなく、分からないところ等を聞き合うという意味での話し合いを指す。

ズボンを、まあスカート履かないっていうその固定概念っていうんですか？
うん、っていう話があって、で、それをえっと二回目の、そのアンケートをとった時にふと思い出して。そう、それでジェンダーの話についてを、ちょっと、はい、話しました。

資料に加えて、塾で話を聞いていたというジェンダー問題を思い出したことが、Cが事前アンケート①から事前アンケート②に際し理由が変化した理由であることが見て取れる。したがって、両者ともに資料は自分の意見の確認や過去の体験を思い出すきっかけとして使用されていると考えられる。例えばAは資料に関する発言3において資料の使い方を以下のように述べている。

発言3

筆者： たしかに、たしかにそれはありますよね。なんか多分あったと思うんですよ。同じ人が賛成と反対両方出てきて、お前どっちやねみたいなの。

A： 僕は、はい、あ、僕の場合は、そもそもその最初から決まっていたじゃないですか。だいたいどういうことを考えているか。なので、あの参考にする。まあ、本来のあれなんですけど、それ目的で資料を読んでたわけなんですけど、あの立場が書いてあったと思うんですよ。こんな立場からもう言ってますみたいな何の先生とか？だからああいう、あ、で、その立場だったら学生ってこう見えてだからこう思うんだなとかっていうのも結構参考になった記憶があります。

Aは資料が誰によって書かれたのかを注視しつつ、自分が当初から持っていた信念の参考として活用していたことが分かる。さらに、Cは資料を読む熟慮のプロセスの難しさを以下のように述べている（発言4）。

発言4

筆者： ちょっと話を、ちょっと筋を変えて、あの資料をお配りしたと思うんですけど、どうでしたか。まあ、ちょっと難しかったか、まあなんかそこまで資料で変わったっちゃ変わったけど、その、考えが変わった、と言えば変わったけど、まあ、別にめちゃくちゃ変わったわけではなさそう。話し合いに比べると、と思うんですけど。

C： そうですね。なんか資料は、うん、なんか文字でしか読み取れないので、情報を。やっぱり対面とかなると、人の表情だったりとか。その音の抑揚だったりとかっていうのも関わってくるので、やっぱりそれに比べると文字だけだと、まあ、そこまでなんか響・・・失礼ですけど。いや、そう、響いて来ないな。

でも説得力ってか、なんか言いたいことはものすごく伝わって言ってたので。

Cは資料を読む際に説得力に加え（心に）響くか響かないかという観点を重視しており、熟慮のプロセスではそのような共感を行いにくいことを示唆している。このような共感という判断軸は比較的主観的なものであり、第四章で検討したようにディスカッションでは、自らの信念や関心がどのようなものであるかが理由の変化や熟慮における大きな役割を果たしていると考えられる。

次にディベートを行った被験者の理由の変化を検討する（表 6-3）。

表 6-3 アンケートにおけるディベートグループの理由変化（一回目から二回目）

ID	理由一回目(六件法による選好)	理由二回目(六件法による選好)
F	髪の毛は絶対肩から長かったら結ばないといけないとか、靴下の長さで注意されるのが嫌だから。(1)	ジェンダーの子達が自分らしく過ごすことができない。無気力な子になってしまうから(1)
G	不満が溜まって逆に学校に反抗するから(3)	今現在校則があるのにも関わらず、犯罪やルール守れていない人がいるからです。校則ではなく、生徒に社会性を学ばせた方がいいです。(2)

表 6-2 から分かるように、F、G ともに事前アンケート①から事前アンケート②へ移行するにつれて抽象度が高い理由を回答している。例えば F ははじめ自らが叱られることが嫌だからという個人的な理由に依拠して選好を選択していた。しかしながら、次の段階ではジェンダー問題や校則というルールのもとで無気力になってしまうという資料を用いながら理由を展開している。このようにジェンダーに関する情報を得ることで選好選択の理由が変わっているのはディスカッションにおける C と変わらないように見えるが、C がジェンダーに関する資料を自らの記憶をたどるという観点で注目したのに対して、F は以下のように述べている（発言 5）。

発言 5

筆者： このジェンダーの話は元々知らなかったけど、まあなんかディベートする時に議論として強そうだなというふうに思って、まあピックアップした感じかな？

F： うん。まあでもジェンダー問題の事は知ってたけど、その資料の中にジェンダーが書いてあったから、あ、これ強いんじゃないかなみたいな話になって。それを

選びました。

FはCと同じくジェンダー問題についてもともと知っていたが、Cとは異なりディベートにおいて強いという観点からジェンダーの資料に着目している点に違いが認められる。換言すると、Cにとって資料は「ふと思い出す」という作業の契機として着目され、Fにとって資料は「議論として強いが強くないか」という判断軸の下で着目されている。このような資料の見方は、第四章で検討したディベートとディスカッションの理論的差異の四つ目である熟慮の態度における差異に当てはまると考えられるだろう。なぜなら、Cは心に響くのか、これまでの体験と結びつく資料はないだろうかという個人の信念に沿った観点から資料を読んでいるのに対して、Fは言葉通り議論の強さという観点から資料を読み進めているからだ。

このようなFに対して、Gは資料をより批判的に見ている。Gは事前アンケート②の理由として校則を定めていても守らない生徒がいるため、まずは社会性を学ばせた方が良いという意見を持っていた。このような理由に行きつくまでには、Gは発言6のような思考を巡らせている。

発言 6

筆者： この第一回目から第二回目の意見というかこの理由の違いが生じてると思うんですけど、これって資料の中でなんか、これってそうかなと思ったのか、それともなんかちょっと自分の中で考えを深めてみたいな。どっちですかね。どっか他にもなれば何かあればそれでもいいんですけど。

G： そうですね。資料を読んでもやっぱ、なんか違うこと言ったり、納得いかないところが多かったんで、まあ自分の考えを掘って掘って考えた結果、もう最初から違う意見だったんで、その自分が出した。はい、自分は最初から違ったんで、そこを無理やり変えるってなると、もう。なんか結構きつくて、もうそれをもうどんどんそのまあ、資料も少し使って、自分の知識や考えとかを掘って、でその結果があれになりましたね。

ディスカッションを行ったAと同じく、Gは資料を自分の考えの参考にするために用いていることが窺える。しかしながら、Gは当初の選好とは異なる立場でディベートをすることが決まっており、「納得しない部分が多かった」という発言から分かるように、単に参考にするのみならず、資料の妥当性を熟慮のプロセスでかなり批判的に精査している。実際、資料に関して追加的にGに問いかけると、発言7のような返答があった。

発言 7

筆者： ちょっとまあ資料を見たってところで、なんかこの資料、印象残ってるなみたい

なものはある？

F: 印象かぁ。なんかてか、あんまりなんか強いエビデンスになるような資料がなかったけど、なんだっけ？ 1つ納得いかないのがあったな。

ディスカッションを行ったCは資料に関して、響かないという視点から発言をしていたが、Gは議論における強いエビデンスがなかったという視点から発言しており、資料をどのように捉えるのかの差異が見て取れる。

以上、ディベートとディスカッションが熟慮のプロセスにどのような違いをもたらすのかについて分析を加えた。小括を行うと、ディベートとディスカッションともに資料を読んで新しい論点や視点が特定の選好を支持する理由に追加されている点は同じだった。対照的に、資料をどのような観点で見ていくのかという熟慮の特徴に関しては差異が見られる。ディスカッションの場合は、自らの信念に参考になるのか、もしくは資料に共感できるか否かという観点が大きいが、ディベートにおいては議論において資料が強いのか否かという観点が資料に着目する切り口として大きな役割を担っている。したがって、理由の変化が発生するという事象の差異は認められないが、熟慮の特徴が異なることに起因し、理由の変化のメカニズムが異なることが事例として観察できた。

6.3.2 「熟議」の特徴と理由の変化

事前アンケート②(Q2)から事後アンケート(Q3)に行った熟議の段階では、どのような理由の変化がみられるだろうか。まずはディスカッションを行ったA、Cの理由の変化を考察していく(表6-4)。

表6-4 アンケートにおけるディスカッショングループの理由変化(二回目から三回目)

ID	理由二回目(六件法による選好)	理由三回目(六件法による選好)
A	やはり社会勉強の一環として、「耐え忍ぶ」精神は大事だと思う。(5)	変化なし。社会の一員であるという自覚をもつのであれば、校則等のルールを守らねば、そのルールに守られることも無いということを、中学校高等学校で学ぶべき。(5)
C	今課題になっているジェンダーや服装の自由が書かれていて大変納得した。撤廃しない方が良い意見も見て、縛りがある中で過ごす練習も必要だと感じた。(3)	日本と他国で考え方や価値観の捉え方が違ってくるなかで、郷に入っては郷に従えで臨機応変に対応すべきだと思う。また校則を設けても設けなくても自分のことは自分で管理するべきだと思う。やっても良いことやってもいけないことの判断は自分で行うべきだ。

	(1)
--	-----

A は前節で検討したように、当初からかなり強い選好を持っていた。熟議を経た事前アンケート②から事後アンケートの段階では変化が無く、理由に関してもルールを守ることの重要性を繰り返し述べている。実際Aはルールを守ることの重要性を最後に記述した理由を、ディスカッションを通した熟議ではなく、自らの考えに置いている（発言 8）。

発言 8

筆者： これっていうのはまあ変化無しってのは、もともとたぶん、あの持ってたのが、ディスカッション聞いたとしても、いや、まあ自分の考えがたぶんこれは正しいよなみたいな感じで思われたことですかね。

A： はい。僕も元々あの、元々って変ですけど、今もなんですけど、割とそのルールに、対してまあアンチじゃないですけど、だいたい守りたくないですね。あの、束縛が、こういうのが嫌いな人間ですね。じゃあ、なんで僕、これ、守らなきゃいけないんだろうって考えたときに、やっぱりまあ極端な例だと殺されたくないから殺さない。で大事なのかな。漫画だったかなんかで。なんかあったじゃないですか。そのあ、あれかワンピースかもしれないですね。銃うたれたくないんだったら向けちゃダメだぜみたいなあれの影響ですかね。ああ、確かにみたいな。

この発言 8 から、ディスカッションにおいて様々な話があったものの、それでもやはり自らがもともとと保持している信念が強く、選好や理由は変化しなかったことが見て取れる。第四章では、ディスカッションにおいては意見の対立は解消されるとともに熟議の態度として協力的であることが求められることを理論として導出した。しかしながら、今回のディスカッションが必ずしも合意を最大の目標としなかったという理由もあり、必ずしも意見において対立点の解消が成功し、譲歩や協力を行っているわけではないことが分かる。このようなディスカッションの構造は、グループ全体で定めるゴールや、当該ゴールを適切に目指していく役割を担うファシリテーターの手腕に大きく左右されてしまうが、ディスカッションの成否を握っているために非常に重要な要素であると考えられる。このように理由が変化しなかったAに対して、Cは様々な考え方の文化があるという文化相対主義に関する理由を述べ、選好および理由が大きく変化している。この変化はディスカッションによって特異にもたらされたものであると同時に、客観的な理由だけではなく、発言者の属性という観点にも影響されていることが発言 9 から見て取れる。

発言 9

筆者： 二回目のときは、縛りがある中で過ごす練習必要だよねっていう風なところか

ら、まあちょっと考えが変わっているのかなと思うんですけど、あの覚えてる範囲でも大丈夫ですけど、この変化が起こった理由とかって、あのここディスカッションしているので、ディスカッションで起こったとかですかね。それとも資料とか？それとも思いついたとかなんでもいいんですけども。

C： う～ん、えっとディスカッションで、多分Bがそのあのアメリカ生まれで、アメリカで主に過ごしてきたので、その、ちょっと全然日本とアメリカの、例えば学校の過ごし方が全然違うっていうのもあるし。そういう日本だけでなく、世界で見た時に。全然違うよねっていうのは気づかされましたね。あの時。

Cが述べているように、ディスカッションを行った被験者の一人であるBはアメリカ生まれであり、CはBの発言、特にBの人生経験に大きく影響されていることが分かる。Cはディスカッションという熟議のプロセスによって視点が広がっており、その理由として特定の参加者の意見に強く影響されるというものが挙げられる。熟慮の段階と同様に、自らの信念や関心につながる議論があれば、すぐに取り入れることが出来るディスカッションの特徴がCの理由に表出しているのではないだろうか。反対に、Aの理由及びディスカッションの特徴である立場の移行が自由であることが示すように、冒頭から保持している自らの信念に、熟議の情報ではなく自らの根拠づけに依拠して立脚し続けることも可能であるというディスカッションの特徴が表れている。

次に、ディベートを熟議として行った前後の理由変化について考察を行う(表 6-5)。

表 6-5 アンケートにおけるディベートグループの理由変化（二回目から三回目）

ID	理由二回目(六件法による選好)	理由三回目(六件法による選好)
F	ジェンダーの子達が自分らしく過ごすことができない。無気力な子になってしまうから(1)	集団生活をしていくとしても必要のない校則が多いから。校則があるせいで嫌な思いしてる子がいるから(1)
G	今現在校則があるのにも関わらず、犯罪やルール守れていない人がいるからです。校則ではなく、生徒に社会性を学ばせた方がいいです。(2)	校則があるから何がいない、何が正しい、何が必要なのかを考える機会になると思うので廃止する必要性はないと思いました。(4)

Fに関しては、事前アンケート②とは全く異なる集団生活という理由が事後アンケートの回答に見られる。このような理由の変化はディベート内における熟議でもたらされていることが、以下の二つの発言から分かる。

発言 10

筆者： ちょっとここで何て言うんだろう。集団生活みたいな、もうちょっと新しい理由があるのかなって思ったんだけど、なんかここ、集団生活っていう理由が入った、理由が変わった理由ってちょっとあれだけど、なんかここでちょっと新しくなったきっかけとかって、なんか覚えたりする？

F： えっとですね、多分、多分、E がサマリー言ってた内容聞いたのと、あとなんか G たちの、その意見を聞いて、多分集団生活にその後一個目の理由かな？多分。そういう、どうでもいい。 なんだっけ？校則はいらないんじゃないかなみたいなことを自分で思って、そうやって書いたんだと思います。

F とともに賛成側を担当した E の発言には肯定的な感想を持ち、反対に否定側を担当していた G の話を聞いたうえで校則はいらないという判断を下した F の理由の変化が見て取れる。F はさらに詳しい理由の変化を発言 11 で述べる。

発言 11

筆者： 二回目から三回目の理由の変化は、えっとまあ、ディベートをしたからってというのが割と大きくて、なんでかっていうと、E さんがサマリーでいった内容を聞いて。 うおーって。 ええ、これ聞いたかもしれないけど、集団生活の話が結局割と出て行ったって話したことだね。ディベートの中で。

F： そうです。多分 G たちが集団生活のことを言ってきたんだと思います。
あ、そうでしたそう。思い出した。そう、G 達が集団生活のことを言ってきて、なんか E と私が言ってることは集団生活のことじゃないよっていうことを言いたかったんだと思う。うん。と思う。確か、確かそうだったと思います。

筆者： ああ、オッケー。じゃ、G が集団生活の話じゃないみたいな話したけど、いやいやいや、私たちの集団生活の話、したじゃんみたいな感じで。 集団生活して行く上でも必要の無い校則が多いよねっていうふうに結論が出たって感じ？

F： そういうことです。

否定側から指摘を飛ばした G の発言に対し、それを考慮した上でも自分たちが話した集団生活の争点があり、最終的に結論として集団生活の観点を事後アンケート（Q3）に回答している。ディベートでは構造的に対立が発生するようになっており、肯定・否定というサイドのやり取りの中で集団生活という観点が浮かび上がってきたことが F の発言から推察できる。このような F に対し、G は選好の変化と同時並行で理由もディベートを通して大幅に変化している。すなわち、事前アンケート②では校則ではなく社会性をまず生徒に学ばせる必要性があるため、校則は必要ないと述べていた G は、事後アンケートの回答として校

則が生徒自らに必要・不必要なものを考えさせる契機となるために全廃する必要性はないという変化が見られるのだ。このような変化は、自らの当初の信念とは反対の立場からディベートを行ったために発生していることが発言 12 から分かる。

発言 12

筆者： 二回目から三回目に G の考えが変化しているっていうふうなことの、まあもうちょっと詳しい理由を聞きたくて。

なんか、例えばここはもうディベートやったから、なんかディベートやってみたらちょっと考えが変わった、特にネガティブをやったから、ネガティブの方に引っ張られたとか、もしくはなんかこの資料ちゃんと読んでなかったけど、あったとか、まあそれと関係なく、自分の中で突然ひらめいたみたいなの。なんかいろいろ理由があると思うんですけど、なにか覚えてるやつある？

G： あ、そうですね。まあ、あの資料っていうか、やっぱディベートやったら、そのいいと悪いのが見えてきて、自分がディフェンスなんか、その反対意見だったのにも関わらず無理矢理、その自分と意見と向き合うことになったら、そこを相手に伝えるために掘らないといけないんで、その何て言えばいいかな？

うーん。

掘らないといけないんで、その、自分の今持ってる？今のまあ、まあ、ほかの学校はどうか分かんないけど、やっぱ自分の経験上、とで照らし合わせて、で、そのこの今、これがなかったら、あったらっていうのを想像しながら深めた結果、まあ、あったとしてもなんか考えられる、いいことはあるよっていうのが、自分の中ではなんか見つけたって感じですね。

ディベートは構造的に対立していることに加え、肯定・否定はランダムに割り振られるため、自分の信念とは異なる立場の考えを他者に伝えるという作業をしなければならないことがある。今回 G は実際にそのような作業をこなしていく中で、校則があってもいいことがあるということに気づき、理由が変化していることが観察できる。換言すると、強制的に異なる意見を知るのみならず、他者に伝えるという作業をすることは、本人が持っていなかった視点や想像をもたらすことがあるのだ。このような現象は第四章で検討したような意見の衝突や立場の移行が出来ないディベートに起こりやすいものと考えられる。実際松本ら(2008, pp. 13-14)は以下の様に新たな視点の獲得を表現している。

ディベートは、客観的だと思い込んでいる「自分の意見」を、他者との直接的な議論のやり取りを通して、「主観的であった」ことに気付かせることを促進するための＜装置＞だと考える。最初から自分の意見を言うことを要求されるディスカッションでは、こういった学習体験は偶然でしか起きない。

発言 12 から、実際にこのようなく装置>の作動が、G の中で起こっていることが分かる。

小括を行うと、ディスカッションはグループが目指すゴールやファシリテーターの行動によって大きく参加者の選好やその選好を支える理由が変化してしまうことが分かった。自由度が高いという点や立場の変更が可能という点で熟議としてのディスカッションの強みであると考えられると同時に、精査なしに他者の意見に影響されてしまったり、時に自らの持っている意見を検討せずに最後まで信じ続けてしまったりする結果をもたらす可能性もある。これに対して、熟議としてのディベートは構造が大きく決定されているということから意見の厳密な検討がディスカッションと比較して行われていることが分かった。なぜなら、F も G も自分とは異なる相手の話を聞いたうえで、なぜそれでも自分たちの意見が優れているのかを説明する必要性に熟議の中で直面したからだ。さらに、このようなディベートによる熟議における二項対立的・批判的な態度は既出の山田(2010)指摘するような懸念に必ずしもつながっているわけではない。例えば、今回の実証研究においてディベートを体験した F, G も、最終的な自らの意見について以下のように話している（発言 13, 発言 14）。

発言 13

筆者： 今回そのお題が、校則を全部なくすべきだよねみたいな話だと思ったんだけど。うーん、わりとまあ一番最後にもう、まあ全廃すべきだよねっていうふうに思ったってことかな。1 を答えてくれてるってことは？

F： まあ全廃、ええ。

筆者： 全部なくすみたいな？

F： まあ、でも全部なくすっていうよりも、そのなんだろう。集団生活とか、なんか、そういう、どうでもいい、その校則だけ廃止して、本当に必要なことだけを残せばいいって私は思う。

発言 14

筆者： じゃあ、そのいやなんか無理矢理自分をひっくるめてみて。 なんだろう。一番最後にひっくるめてみたけど、それに失敗してやっぱ校則って要らないなみたいな感じの結論もあると思うんだけど、あの自分の中で割と客観的に。まあ、校則ってあってもいいかなとは思ってた？ 答えたときは。

G： 答えた時は、まあ。あっていいけど、あっていいけど、その人を納得させる。 校則だったら、それだったらいいかなって自分は思っています。はい。なんか納得いかん、なんか髪型とか、まあ髪型とか、あとは、その持ち物とかに関して、なんか相手はどうこう言わなくても、いいんじゃない？ っていうことに関してはちょっとそれは違うんじゃない？ って私は思いますね。

筆者： ああ、じゃあ何て言うんだろう？そのまあ、ディベートってすごく、何て言うの？二元的っていうか二項対立、その賛成と反対っていうわかりやすい、a対bみたいな感じだけど、なんかGの最終着地点はもともとの校則いや！みたいな感じの話から、結構やってみて、なんかいい校則と悪い校則があって、そこはなんか、ちゃんと考えていくべきでは？みたいな着地点に、なったのかな？

G： あ、そうですね。そんな感じです。

ディベートを行ったFもGも、最終的には当初の理由よりもより洗練された、かつ校則が内包するメリット・デメリットの二面性を理解した上で、必ずしも二項対立のどちらか片方を選択するという形ではない、最終的な自分なりの結論を導出している。したがって、山田(2010)がディベートに関し懸念する、「熟議/対話のための能力(微妙なものや複雑なものをそのまま捉え、解きほぐしていこうとする能力)」の不足は発生しない可能性がある。むしろ、理解しやすい二項対立を踏み台にし、今回の場合は校則の全廃という課題に深く取り組めたのではないだろうか。

以上、本章では一部ファシリテーターや外部要因によって変化することもあるものの、第四章で検討したように熟議としてのディベートとディスカッションがもたらすアウトカムには差異があることが分かった。すなわち、RQへの直接的な返答としては、例えば選好選択といった差異が認められなかった部分が存在するものの、ディスカッションとディベートは情報のインプットである熟慮及び話し合いである熟議双方の段階において固有の特徴があり、今回の実証研究においては、特定の選好を支持する理由や熟慮・熟議に挑む際の態度という観点における差異が観察されたと言い換えられる。

繰り返しになるが、本実証研究を一般化することは被験者の数などの限界もあり困難である。しかしながら、探索的に前章で論証したような理論を支持する事例を発見できたことには意義があると考えられる。

第7章 結論

7.1 はじめに

本章では、本研究によって得られた熟議民主主義における熟議形態に関する知見について要約を行い、本研究が持つ意義について述べる。その後、本研究の限界と今後の熟議民主主義における熟議形態に関する研究の課題および展望について記述する。

7.2 研究成果の要約

本研究では、熟議民主主義における熟議形態として考えられる、ディスカッションとディベートの差異を理論・実証の両面から明らかにした。

第一章では本研究の目的を明確にしたのち、第二章から民主主義理論、特に選挙と代表といった制度を軸とする競争型エリート主義・集計型民主主義理論について概説し、その問題点を再帰的近代化という概念を手掛かりに指摘した。第三章ではそのような既存の民主主義への疑問に応答する理論として熟議民主主義理論を紹介した。特に熟議民主主義が持つ理論と制度化の二面性に着目しつつ、なぜ熟議民主主義は従来の民主主義がはらむ問題を乗り越えられるのかに関する分析を加えた。第四章では、これまで蓄積されてきた熟議民主主義の制度化に関する先行研究が持つ問題点、すなわち熟議形態の区別不足を指摘した。熟議民主主義が使用してきた熟議形態は圧倒的にディスカッションが多い。しかしながら、そのような偏った制度化は複数の要因によって引き起こされており、熟議民主主義全体の研究として問題を起こしている可能性があることも指摘した。4.4節では民主主義理論を離れ、そのようなディスカッションやディベートに関する知見を蓄積してきたコミュニケーション学および議論学の先行研究に軸を移し、二者の間にどのような差異が理論上存在するかについて検討を行った。結果、ディベートとディスカッションの間には四つの違い、すなわち①意見の衝突、②熟議中の態度、③立場変更の可能性、④熟慮の特徴という差異があることを明らかにした。そのような理論的差異を踏まえ、第五章からはディベートとディスカッションを比較する探索的な実証実験を行った。第五章ではリサーチクエスションの設定と研究手法について解説を行い、第六章では当該研究によって得られた結果に考察を加えた。その結果、六件法によって回答を収集した選好に関しては違いが見られず、反対に特定の選好を選択する理由や、熟議・熟慮における態度はディベートとディスカッションによって異なることが分かった。例えば、熟慮に対してはディベートでは「資料の強さ」という切り口から着目点を決定するのに対し、ディスカッションでは「共感や自分の記憶を呼び起こすもの」という切り口から着目点を決定していた。さらに熟議の段階では、ディスカッションにおいては発言が構造化されていないがために比較的自由だが他者の意見に精査なしに影響されてしまうことがあること、ディベートにおいては発言が制約されているが対立が構造化されているので意見の精査が行われることが分かった。さらに、既存の熟議民主主義研究において提示されていたディベートへの懸念である、複雑な事象を二項対立

という単純化した図式で考えてしまい、熟議の能力を向上させないという指摘は、被験者が最終的には二項対立に縛られない理由を保持していたことから、必ずしも正しくないことも明らかになった。

7.3 研究成果の意義

本研究の意義は、学術的意義と社会的意義の二側面に及ぶと考えられる。以下、それぞれについて記述する。

7.3.1 学術的意義

第四章で指摘した通り、従来の熟議民主主義研究は熟議の形態を区別してこなかった。換言すると、ディスカッションのみを熟議の形態として採用し、ディベートを用いてこなかった。したがって、本研究がそれぞれの理論的差異を明らかにし、探索的に実証研究を行った点には熟議民主主義の文脈における学術的意義があると考えられる。第四章でも検討した通り、熟議民主主義がディスカッションのみを熟議の形態として使用することには以下三つの問題がある。一点目は選好の変化に関するメカニズム解明が十分にできないことである。すでに考察を行ったが、意見の対立や立場移行における差異などを含んだディスカッションとディベートの間には、理由の変化をはじめとする差異が存在することが分かった。したがって、選好を所与のものとして捉える従来の民主主義モデルと対比させ、熟議民主主義の特徴を選好や特定の選好を支持する理由の変化に見出すのであれば、研究を進展させる際にどのような熟議形態を選択するのかという観点も今後は考慮に入れられるべきものだろう。二点目は熟議民主主義の可能性を狭めてしまうことである。第六章でその困難さを明らかにしたように、理想的なディスカッションを行うためには熟練のファシリテーターが必要となってくる。なぜなら、参加者を協力的にし、かつ対立が発生した場合は早期に対処する必要があるからだ。しかしながら、熟議を行うときに必ずファシリテーターを用意しなければならないことは熟議民主主義の制度化そのもののハードルを上げてしまう。このようなディスカッションに対して、ディベートでは熟練したファシリテーターが不在であっても熟議を行い、かつ構造化されたコミュニケーションの中で議論の精査を参加者に行わせることが可能である。もちろん、ディベート参加者はディベートの最低限のルールを知っておくこと、そして各発言のパートでどのような役割が求められているのかについて知っておく必要があるため、一概にディスカッションよりもディベートの方が優れているわけではない。しかしながら、熟議民主主義を制度化する際にディベートとディスカッション両者の特徴を把握したうえで選択できる状況の方が、ディスカッションのみしか選択できない状況よりも可能性を広げていると言えるだろう。三点目は熟議形態が熟議を促すファシリテーションとしての機能を持ちうることを見逃してしまうことである。例えば熟慮において、参加者に持ってほしい態度や、熟慮において議論のどのような観点に注目してほしいのか等が決まっている場合、ディスカッションとディベートを区別しておくことは、当

該目標を達成するために必要なファシリテーション的機能を選択することを可能とする。したがって、ディベートとディスカッションの差異を明確にし、上記問題を解決する手がかりを提示した本研究は、熟議民主主義研究という文脈において学術的な意義を保持していると考ええる。

7.3.2 社会的意義

序論で述べたように、近年では教育の場におけるディスカッションやディベートの役割が注目されつつある。話し合いによる語学力の向上や、社会的な争点に関する知識を習得することが当該活動の主とした目的ではあるが、本研究の結果は、そのような活動が熟議民主主義の促進という観点からも重要である可能性を示唆していると考えられる。先行研究でもディスカッションを通じた熟議の重要性が論証されてきたが、本研究を踏まえるとディベートも熟議民主主義の促進に有効であり、社会におけるディスカッション・ディベートの普及に意義があることを示唆していると言えるだろう³³。したがって、ディスカッション・ディベート教育をはじめとする言語活動をより一層進展させる意義を見出したという点で、本研究は社会的にも意義があると考ええる。

7.4 本研究の限界と今後の展望

最後に本節では、本研究の限界として挙げられる第五章以降で行った実証実験に関する問題を三点に分け検討しつつ、今後の研究の展望について記述する。一点目は、被験者選定に関する限界である。今回の実証研究はディベートとディスカッションの理論的差異を支持する事例を探索的に探るという観点に主眼を置いていたという理由はあるものの、被験者の数が7人と圧倒的に少なく、かつ属性も中高生という偏りがあるものである。したがって、実証研究の結果を一般化することは困難であるとともに、第四章で構築した理論的差異を完全に証明できていないという限界を持っている。今後は、より多くの被験者に対して熟議を行ってもらい、ディベートとディスカッションの差異を一般化していく必要がある。さらに、熟議民主主義の制度化に関する多くの先行研究においては、被験者の属性をランダムとなるようにすることで統制するというプロセスも組み込まれている。今後の研究においてより厳密なディベートとディスカッションの比較研究を行っていくためには、そのような属性の統制も必要となってくるだろう。二点目は研究手法の妥当性に関する限界である。今回はデータ収集の方法としてアンケート調査および半構造化インタビューという手法を採用した。しかしながら、これらの手法が選好や理由の変化を調査するために妥当なものであるかは疑問が残る。実際、熟議に関する研究は事例の比較を含むことが多く、し

³³ 例えば教育の場における議論の重要性についてはヘス(2021)に詳しい。ディベートと民主主義に関する論考についても近年知見の蓄積が見られ、代表的なものとしてLitan(2020)が挙げられる。

たがって定量的な研究手法を採用することが大多数である³⁴。そのため、今後の研究では選好・理由変化の調査に質的研究が適している方法論的な検討、および上述の展望と重複するものではあるが、本研究の RQ を量的研究に論証する取り組みが期待される。三点目はディベートとディスカッションを理想的な形に近づける手法の限界である。今回の研究では、ディスカッションに関しては熟練のファシリテーターを用意することが出来なかった。加えて、両者時間に関しては 40 分という短時間で行ったため、時間不足の部分があったかもしれない。それゆえに、理想のディスカッション・ディベートを本研究では実現しきれていない。今後の研究では、より厳密に両者の差異を調査するため、理想的な状況でディベートとディスカッションを行い比較する取り組み、もしくはディベートとディスカッションという熟議形態をそれぞれの理想形に近づけるための手法に関する検討が必要不可欠となると考える。

³⁴ 例えば熟議に関する実証研究をまとめた大西&飯田(2017)を参照のこと。

参考文献

- Bachtiger, A., Dryzek, J., Mansbridge, J., & Warren, M. (2007). Deliberative Democracy: An Introduction. In Bachtiger, A., Dryzek, J., Mansbridge, J., & Warren, M. (Eds.), *Oxford Handbook of Deliberative Democracy* (pp. 1–31). Oxford University Press.
- Downs, A. (1957). *An Economic Theory of Democracy*. Harper and Row.
- Ehninger, D., & Brockriede, W. (2008). *Decision by debate*. International Debate Education Association.
- Freeley, A. J., & Steinberg, D. L. (2013). *Argumentation and Debate Critical Thinking for Reasoned Decision Making* (international edition). Wadsworth/Cengage Learning.
- Lee, D. (2016, September 22). *The Divided States of America - The New York Times*.
<https://archive.nytimes.com/www.nytimes.com/2016/09/22/opinion/campaign-stops/the-divided-states-of-america.html>
- Litan, R. E. (2020). *Resolved: debate can revolutionize education and help save our democracy*. Brookings Institution Press.
- Manin, B. (2005). *Deliberation: Why we should focus on debate rather than discussion*. Paper prepared for delivery at the Program in Ethics and Public Affairs Seminar Princeton University October 13th 2005.
https://www.researchgate.net/publication/253156537_Deliberation_why_we_should_focus_on_debate_rather_than_discussion
- Pateman, C. (1970). *Participation and Democratic Theory*. Cambridge University Press.(キャロル・ペイトマン. 寄元勝美(訳) (1977). 参加と民主主義理論. 早稲田大学出版部.)
- Remer, G. (1999). Political Oratory and Conversation. *Political Theory*, 27, 39–64.
- The Electoral Commission. (2019, September 25). *Results and turnout at the EU referendum / Electoral Commission*. <https://www.electoralcommission.org.uk/who-we-are-and-what-we-do/elections-and-referendums/past-elections-and-referendums/eu-referendum/results-and-turnout-eu-referendum>
- United States Department of Justice. (2021, December 30). *One Year Since the Jan. 6 Attack on the Capitol*. <https://www.justice.gov/usao-dc/one-year-jan-6-attack-capitol>
- Warren, M. E. (1996). Deliberative Democracy and Authority. *The American Political Science Review*, 90(1), 46–60.
- Wood, J. T., Phillips, G. M., & Pedersen, D. J. (1986). *Group discussion: a practical guide to participation and leadership* (2nd ed.). Waveland Press.
- Young, M. I. (1996). Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy. In Benhabib, S. (Ed.), *Diversity and Democracy* (pp. 120–135). Princeton University Press.
- Zompetti, J. (2015). *Divisive discourse: the extreme rhetoric of contemporary American politics*.

Cognella Academic Publishing.

アッカマン, B., & フィッシュキン, J. 川岸令和, 谷澤正嗣, & 青山豊 (訳) (2015). 熟議の日 普通の市民が主権者になるために. 早稲田大学出版部. (Ackerman, B., & Fishkin, J. (2005).

Deliberation Day. Yale University Press.)

足立幸男. (1984). 議論の論理—民主主義と議論. 木鐸社.

井上達夫. (2002). 他者に開かれた公共性. 佐々木毅, 金泰昌 (編). 日本における公と私. 東京大学出版会.

宇野重規, 田村哲樹, & 山崎望. (2011). デモクラシーの擁護—再帰化する現代社会で— . ナカニシヤ出版.

大西裕, & 飯田敬輔 (Eds.). (2017). レヴァイアサン 61号. 木鐸社.

慶應義塾大学DP研究センター. (n.d.). わが国におけるこれまでの討論型世論調査. Retrieved December 21, 2022, from https://keiodp.sfc.keio.ac.jp/?page_id=327

香西秀信. (1995). 反論の技術—その意義と訓練方法—. 明治図書出版.

厚生労働省. (2020). 図表1-1-8 年齢階級別未婚率の推移. 令和2年版厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える—.

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-01-08.html>

ジエゲルミュラー, G., & ケイ, J. 井上奈良彦 (監訳) (2006). 議論法—探求と弁論 第3版. 花書院. (Ziegelmüller, G., & Kay, J. (1997). *Argumentation: Inquiry & Advocacy* (3rd Ed.) Boston: Allyn & Bacon.)

篠原一. (2012). 討議デモクラシーの挑戦: ミニ・パブリックスが拓く新しい政治. 岩波書店.

シュムペーター, J. 中山 伊知郎, 東畑 精一 (訳) (1995). 資本主義・社会主義・民主主義. 東洋経済新報社. (Schumpeter, J. (1994). *Capitalism, Socialism and Democracy*. Routledge.)

上土井宏太. (2022). 21世紀におけるディベートを巡る言説に関する批判的考察. [投稿のために提出済み]. 地球社会統合科学府, 九州大学.

鈴木雄大, 杉本宙矢, & 小倉真衣. (2022, July 7). 議論が怖いので多数決じゃダメですか? 投票とくじ引き民主主義.

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220707/k10013706251000.html>

全国高校英語ディベート連盟. (n.d.). 大会ルール. Retrieved January 9, 2023, from http://henda.global/seminar/?article_id=135&category_id=19

高橋秀寿. (n.d.). 「再帰的近代化」ってなに. Retrieved December 11, 2022, from <http://www5b.biglobe.ne.jp/~hidejyu/Reflexive.htm>

田中愛治. (2018). 熟議の効用、熟慮の効果. 勁草書房.

田村哲樹. (2008). 熟議の理由-民主主義の政治理論-. 勁草書房.

田村哲樹. (2010). 序文. 田村哲樹 (編著), 政治の発見 第五巻 語る 熟議/対話の政治学. (pp. 7-14). 風行社.

田村哲樹. (2017). 熟議民主主義の困難. ナカニシヤ出版.

- 田村哲樹, 近藤康史, & 堀江孝司. (2020). 政治学. 勁草書房.
- 田村哲樹. (2021). 熟議民主主義におけるファシリテーション 熟議システム論の視座を踏まえて. 井上義和, 牧野智和(編). ファシリテーションとは何か. ナカニシヤ出版.
- 西口利文, 植村善太郎, & 伊藤崇達. (2020). グループディスカッション: 心理学から考える活性化の方法. 金子書房.
- 日本経済新聞. (2022, October 1). 民主主義国の人口、世界で3割未満に 新興国が離反. 日本経済新聞. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN16DIW0W2A910C2000000/>
- 兵庫大学. (2022). 協働のまちづくり市民会議×熟議 2022. <https://www.hyogo-dai.ac.jp/jukugi/>
- フィッシュキン, J.S. 曾根泰教(監修) 岩木 貴子(訳) (2011). 人々の声が響き合うとき 熟議空間と民主主義. 早川書房. (Fishkin, J. S. (2009/2011). *When the people speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*. Oxford University Press.)
- フィッシュキン, J., & ファーラー, C. 津富宏, 井上弘貴, 木村正人 (訳) (2013). 熟議型世論調査 熟議民主主義ハンドブック (pp. 110-124). 現代人文社. (Fishkin, J., & Farrar, C. (2005). *Deliberative Polling: From Experiment to Community*. In Gastil, J & Levine, P. (Eds.), *The Deliberative Democracy Handbook: Strategies for Effective Civic Engagement in the Twenty-First Century*. Jossey-Bass.)
- 藤崎剛人. (2022, October 31). 悪意を撒き散らすひろゆき発言への危機感. https://www.newsweekjapan.jp/fujisaki/2022/10/post-49_3.php
- ヘス, E.D. 渡部竜也, 岩崎圭祐, & 井上昌善 (監訳)(2021). 教室における政治的中立性——論争問題を扱うために. 春風社.(Hess, E. D. (2021). *Controversy in the Classroom: the democracy power of discussion*. Routledge.)
- ヘンドリクス, C. 津富宏, 井上弘貴, 木村正人 (訳) (2013). コンセンサス会議とプランニング・セル 熟議民主主義ハンドブック (pp. 126-158). 現代人文社. (Hendriks, M. C.(2005). *Consensus Conferences and Planning Cells: Lay Citizen Deliberations*. In Gastil, J & Levine, P. (Eds.), *The Deliberative Democracy Handbook: Strategies for Effective Civic Engagement in the Twenty-First Century*. Jossey-Bass.)
- 松本茂. (1996). 頭を鍛えるディベート入門: 発想と表現の技法. 講談社.
- 松本茂, 鈴木健, & 青沼智. (2008). 英語ディベート 理論と実践. 玉川大学出版部.
- 毛利透. (1995). 国家意思形成の諸像と憲法理論. 樋口陽一 (編), 憲法と憲法学: 講座 憲法学 第一巻. 日本評論社.
- 文部科学省. (2011). 熟議に基づく政策形成展開～更なる推進に向けて～.
- 文部科学省. (2012). 第1章 言語活動の充実に関する基本的考え方. 言語活動の充実に関する指導事例集. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/gengo/1322412.htm
- 文部科学省. (2018). 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説 外国語編 英語編.
- 柳瀬昇. (2015). 熟慮と討議の民主主義理論: 直接民主制は代議制を乗り越えられるか. ミネル

ヴァ書房.

山田竜作. (2010). 現代社会における熟議/対話の重要性. 田村哲樹 (編著), 政治の発見 第五巻
語る 熟議/対話の政治学. (pp. 17-46). 風行社.

山本圭. (2021). 現代民主主義-指導者論から熟議、ポピュリズムまで-. 中央公論新社.

吉永潤. (2014). 勝敗を競うディベート学習の社会科教育における意義ーC. ムフのラディカ
ル・デモクラシー論に基づいてー. 社会科教育研究, 123, 1-12.

お題：

日本政府はすべての公立の中学校・高等学校における校則を全廃するべきだろうか？

定義

全廃

1. 【名】(スル) すべてやめること。全部廃止すること。「核兵器を全廃する」(デジタル大辞泉)
2. 【名・他サ変】全面的に廃止すること。すべてやめること。「政治献金を全廃する」(明鏡国語辞典)

校則

1. 学校の規則。児童・生徒・学生が守るべき規則 (デジタル大辞泉)
2. 【名】児童・生徒・学生が守るべき学校の規則。校規。(明鏡国語辞典、第二版)
3. その学校で生活する上で守らなければいけないルール。
 - ・ 学生の服装や髪形、化粧や携帯所持ルール等といった生活面等の細かなルールが多い。
 - ・ 変えたい場合は、生徒会がとりまとめ、なぜ変更する必要があるのか等を資料にまとめて教師陣に訴えれば変更可能な場合もある。

³⁵ 国際日本語ディベート講座(2022年8月)において作成された講義資料を一部参照している。本資料の作成は国際日本語ディベート講座の講師を務めた広島修道大学・是澤克哉先生と共同で行った。

校則を全廃したほうが良いという意見

^{すぎはら}**杉原 (2019)** / 里美 (朝日新聞専門記者)、『掃除で心は磨けるのかーいま、学校で起きている奇妙なこと』、筑摩書房

「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」では、人々はどんな校則を体験したのか、年代別に調べることにした。不合理な「ブラック校則」について世論を喚起するのが目的だ。プロジェクトが2018年2月、調査会社に委託して15歳以上60歳未満の男女2000人と現役中高生の親2000人ののべ4000人を対象にアンケート調査をしたところ、…

髪型やスカートの長さ、「下着の色が決められている」など外見に関する校則は10代で多かった。

中学時代の校則で「下着の色が決められている」と回答したのは、全体では4.7%だ。一方、10代に限ると、約16%。現役の中学生の保護者1000人を対象にした調査でも、12.7%が、子供が通う中学校で「下着の色が決められている」と答えている。自由記述では、「女子生徒の下着の違反チェックを男性教諭が行なった」「女子のスカート丈をチェックするために、ひざまずかせて隣の男子生徒にチェックさせる」といったセクハラ事例も寄せられている。(pp.38-39)

^{かわかみ}**河上 (1999)** / 亮一(元公立中学校教諭)、『学校崩壊』、草思社

30年ほど前に私が教師になったときにも、校則はあったと思うのだが、校則などという言葉を意識することはまったくなかった。いちいち校則をだして、きみのやっていることは、ここに書いてあることに違反しているからだめなんだ、と言う必要などなかったからである。教師が何か言えば、生徒はそれを聞くという関係が成り立っていたから、いちいち校則などを持ち出す必要はなかったのである。しかし、だんだん生徒が教師の言うことを聞かなくなってきた、どうしてだめなのかといちいち反論するようになった。そこで教師は苦しまぎれに校則に書いてあるからと言わざるをえなくなったのだ。そして生徒の行動の変化に追いつくために、こまかな校則をつぎつぎに追加せざるを得なくなったのである。(pp.147-148)

^{さかもと}**坂本 (1995)** / 秀夫 (日本教育法学会理事)、『体罰の研究』、三一書房

高校生の荒廃が叫ばれたのは1970年代半ばであったが、間もなく、70年代後半から80年代前半にかけて中学生の校内暴力、高校・中学生の家庭内暴力が全国化する。…

校内暴力事件は緊急に解決しなければならなかった。そして速効を上げる方法は「校長を中心とした全校教職員の毅然とした態度」であり、生徒管理の強化であった。特にいわゆるつっぱり

生徒たちが共通の服装で集まることから服装規則違反を取り締まった。それはつまり服装だけに限定できず、全生徒に及ぼされる。「服装の乱れは心の乱れ」、「非行は芽のうちにつみとれ」、「非行撲滅」。当時流行したこれらのスローガンに管理主義の性質が雄弁に語られている。細かな画一規制は服装からさらに態度や行動に、そして思考の規制にまで及んでいくこの動きはこのスローガンに読み取れるが、数数の実例がそれを示すところである。(pp.48-50)

^{さいごう}
西郷 (2019) / 孝彦 (世田谷区立桜丘中学校校長)、小学館 HugKum、『『校則のない中学校』世田谷区

立桜丘中学校・西郷孝彦校長の言葉。自由な教育が子供たちの笑顔に」

/ <https://hugkum.sho.jp/100824>

なにかしらの志望動機を持った子どもたちが集まる私立中学校とはちがひ、学区で入学校が決められる公立中学校には、実にさまざまな子どもたちが集います。「そういった多種多様な生徒たちに、理不尽な校則を強制するとどうなるでしょうか」と西郷校長は問います。

子どもたちはやがて、論理的に考えることを放棄してしまいます。そして、矛盾がある不合理な規則であっても、単に思考を停止して耐え忍ぶようになっていきます。… 虐待を受けた子どもたちの多くは、自分の持てる力のすべてを使って虐待環境に適応しようとします。自分を守るために、感情や思考、行動を抑制し、無反応になっていくのです。いわばすべてを諦めて無気力になってしまう。極端な言い方をすれば、理不尽な校則を押しつけ続けると、生徒たちの多くは、虐待児と同じように無気力な子どもになってしまいます。

^{はた}
秦 (1999) / 政春 (大阪大学教授)、放送大学教材「生徒指導」 / [http://www7.canet.ne.jp/~do-](http://www7.canet.ne.jp/~do-shin/rejyume/kousoku.html)

[shin/rejyume/kousoku.html](http://www7.canet.ne.jp/~do-shin/rejyume/kousoku.html)

校則は、整然とした学校運営をはかるための「道具」ではなく、まして、子ども達の生活や行動を管理したり規制したりするためだけのものではない。校則の主要な教育的意味は、校則を通じて子どもたちに規則や規律、社会的ルールの重要性を教えていく事である。しかし、現状は「校則だから守らせる」「守らなければいけない」と言うように子どもたちを規制するだけのものになっている。教師自身も管理されているかもしれない。その結果、校則違反に対して教師は厳しい処罰を加えざるをえず、本来の教育的意味である、規範意識や規律の精神の体得をかえって阻害しているといっても過言ではない。

^{くどう}
工藤 (2018) / 勇一 (千代田区立麹町中学校校長)、『学校の「当たり前」をやめた。』、時事通信社

公立学校という組織は、10 年もすれば、ほぼすべての教職員が異動で入れ替わります。そのため、誰が何のために作ったか分からない仕組みやルールが、至る所にあります。…こんなことも

ありました。冬にセーターを着てきてても良いにもかかわらず、「授業中、セーターを一番上に着てはいけない」というルールがあり、生徒たちはそのルールを守るために、セーターを着るときは、その上に学生服を着ていました。まったく意味がない規定です。…本来なら、こうした不要なルールや仕組みは時代と共に、常に見直していく必要があります。しかし、学校という組織はとかく硬直的で、前例踏襲に陥りがちな側面を持っています。結果として、意味不明なルールが、何年も残り続けたりしがちなのです。

^{くどう}**工藤 (2018)** / 勇一 (千代田区立麹町中学校校長)、『学校の「当たり前」をやめた。』、時事通信社

学校教育では大人たちが「問題」と捉えるからこそ、それが問題行動と見なされてしまうことがたくさん見られます。頭髪、服装指導、不登校が「問題」だと見なすことで問題になってしまうことと同じです。個の発達の特性に視点を置けば、そもそも問題ではなくなるのではないのでしょうか。…ある行動を「問題」だと言わなければ、それは問題にはなりません。そういった視点で子どもたちを見てくことが大切です。

^{もんぶかがくしょう}**文部科学省 (2019)** / 「児童生徒の問題行動等調査結果公表資料」、

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm、 p 83

文部科学省によって調査・公開されている資料では、不登校となった小学校・中学校の学生の内、2058 人が不登校の主たる理由を「学校のきまり等をめぐる問題」と答えています。

①【国公私立】合計(小・中)

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況				本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	関係性をめぐる問題	教職員との関係	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進級時の転学・転校・不適応	急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、非行	無気力・不安		
主たるもの	181,272	563	27,405	2,852	13,131	1,781	1,215	2,058	6,127	5,635	18,453	3,345	16,441	72,398	9,868	
		0.3%	15.1%	1.6%	7.2%	1.0%	0.7%	1.1%	3.4%	3.1%	10.2%	1.8%	9.1%	39.9%	5.4%	
主たるもの以外に当てはまるもの		395	10,465	2,506	17,009	3,066	1,608	2,374	3,418	3,469	18,148	3,380	12,014	19,676		
		0.2%	5.8%	1.4%	9.4%	1.7%	0.9%	1.3%	1.9%	1.9%	10.0%	1.9%	6.6%	10.9%		

^{さいごう}**西郷 (2019)** / 孝彦 (世田谷区立桜丘中学校校長)、小学館 HugKum、『『校則のない中学校』世田谷区

立桜丘中学校・西郷孝彦校長の言葉。自由な教育が子供たちの笑顔に」
/ <https://hugkum.sho.jp/100824>

西郷さんが校長として赴任した当初、桜丘中学校はあらゆる規律や校則の設けられた、ごくふつうの中学校でした。そこでは、「みんなと同じにさせなければいけない」という使命感ゆえに、教員たちはあらゆるシーンで怒号を飛び交わしていたのだそう。教員だから偉い。年上だから偉

い。そんなことはあり得ないのです。子どもも大人も人として平等であるとともに、人権は守られなければなりません。あくまでひとりの対等な人間として、生徒と向き合う必要があります。自分の人としての「素」で勝負する、ということです。そうするためには、「教員である自分はこうであらねばならない」という鎧を脱ぎ捨てる必要があります。「ルール監視員」ではない「素」の教員と接することで、子どもたちもありのままの素直な自分で人と交流することを学んでいくはず、と西郷校長は考えます。

きかもと
坂本 (1995) / 秀夫 (日本教育法学会理事)、『体罰の研究』、三一書房

校則による生徒の外形規制は生徒の内面に及び、教師の指導はホームルームや生徒会を通して生徒の自己規制にまで広がる。皆と同じ服装と形、行動、考え方をしなければならない。そのようにできない者はまさに「心の乱れ」た者で芽のうちからつみとらねばならない、と生徒たちが考えるようになったとき、生徒たちは皆と同じでないことに不安になり、全体の中に逃げ込もうとするだろう。同時に皆と違った外形をもつものを異端として排除するようになるのも当然の成りゆきであった。こうして集団いじめが広範に浸透していくのが 1980 年代から 1990 年代にかけてである。集団いじめは管理主義教育による欲求不満によって、ますます陰湿な形で増大していく。(p.50)

きかもと
坂本 (1995) / 秀夫 (日本教育法学会理事)、『体罰の研究』、三一書房

反対に校則によって生徒の外形をきちんとさせ、校門チェックによってその実施状況を監督しようという方法は教師にとって安易であり、その効果は外形に短期間に現われる。そこでもし職場に自由とゆとりがない場合、教師の多数は容易に管理主義で一致してしまうのである。

教師集団が管理主義で立ち上ると管理主義はますます強化されていく。それは一つには管理主義によって生徒は自主性と自治能力を衰弱させ管理主義によりかかる。また学校不信を強め、違反を繰返し、教師はいつそう管理を強めていく。さらに、教室をきれいにすればするほど小さなゴミも目につくように、管理を強めるほど小さな違反も大きく見えてくる、という理由であろう。このように管理主義は自己増殖をする運命を内部に持っているのである。(p.201)

やました
山下(2017) / 知子 (朝日新聞)、「性的少数者「セーラー服重かった」 制服強制、不登校も」2017 年

11 月 16 日

<https://www.asahi.com/articles/ASKCF3K0CKCFTIPE00P.html>

心と体の性が一致しないトランスジェンダーの生徒が、学校の制服を着ることに強いストレスを感じて、不登校になるケースが少なくない。…「自分が思っている性（性自認）と違う性の服を強制されるのはしんどい。性自認に沿った生活ができることが重要だ」。多様な性の子どもを支援する団体「F R E N S」（福岡市）の石崎杏理代表（33）は、こう語った。

自身もトランスジェンダー。性別などに悩む子どもの日々を「小石がたくさん落ちている道を裸足で歩いているイメージ」と言い、「この瞬間も悩み、学校に行けない子がいる。制服問題は、喫緊の課題」と訴えた。

^{まえだ}
前田（2019） / 英男(西日本新聞)「校則をなくしてみた中学校 「常識」に挑んだ校長の改革」、2019/5/27

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/513553/>

改革は、西郷校長が着任した 2010 年に始まった。桜丘中はかつて生徒同士や教師への暴力が絶えない荒れた学校だった。「朝礼も授業中も怒鳴り声が響き、あれもだめこれもだめ。力で押さえつける指導がまん延していた」… 決まり事がなくなって生徒は逆に落ち着き始めた。校内でチャイムは鳴らない。それでもほとんどは時間通りに登校して授業時間は席に着く。服装も 99%が標準服を購入し、極端な乱れはない。タブレットも必要のない生徒は持ってこなくなった。いじめや不登校が減った。

教師の負担も減少した。服装点検や遅刻指導などに時間を割く必要がなくなった分だけ、教材研究や授業改善に集中できるようになり、結果、平均学力は区内トップレベルに。教職員の平均年齢は 36 歳と若い。

校則は全廃しないほうが良いという意見

奥田 (2020) / 秀巳（富山国際大学講師）、「校則と生徒指導に関する倫理的考察」、ぷらくしす 21

校則については、現行の『生徒指導提要』においても、校則に関し、規則を守らせることのみの指導にならないようにすることが述べられている。たとえば、『生徒指導提要』には以下のような記述がある。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があります。

ここまでの考察を踏まえれば、あくまで校則の教育的意義は、生徒の規則の意義に対する理解を伴った自覚を促し、生徒の「規律の精神」を育むことにあるといえるだろう。したがって校則は、あくまで生徒の自律的な「規律の精神」を育むものでなければならず、その意義のもとで、校則はその存在に教育的意義を有するということができよう。（pp.41-42）

かわい 河合 (2013) / 務（鳥取大学准教授）、「デュルケーム教育思想における教師・生徒関係」、地域教育学研究 2013, 5

子どもはやはり規則を尊ぶことを学ばねばならない。その強い感受性のために過度に及ぶことなく、まさにそれが義務であり、義務として強制されているかがゆえに、子どもは自己の義務を果たすことを学ばねばならない。そして、家族においてはきわめて不完全なものにすぎないこの規律は、まさに学校においてこそ全うされるべきものである。

デュルケームは、義務を果たすことが強制される状況に置かれることが家族と性質を異にする学校の特徴であり、学校こそ義務を果たすことを学ぶ「規律」に相応しい場であると捉えている。デュルケーム教育思想における教師・生徒関係は、家族と学校という集団・規族と性質の違い、家族に欠如している「規律」の機能を学校が代替できるという論理によって基礎づけられているのである。（p.13）

本資料の解説（主催者注）＞デュルケームは哲学者で、ここでは学校は社会における規律（＝ルール）を学ぶ場所であり、生徒は家庭では身に着けられないルールを学校で学ぶことが出来ると言っています。

神内 (2021) / 聡（弁護士、兵庫教育大学大学院准教授）、「校則は何のために？考えることが社会参加」、<https://www.news24.jp/articles/2021/08/03/07917123.html>

そもそもなぜ校則があるのか。教師・弁護士であり、学校で生活指導を担当する神内聡さんに事前に聞いたところ「特に荒れた学校では生徒の自立心が不足していることもあり、トラブルを回避するためにある程度厳しい校則が必要なケースもある」という。また、昔に比べて、本来家庭で教えるべきことを学校で指導しなければならないようになってきていることも、一つの要因だという。

^{じんない}**神内 (2021)** / 聡 (兵庫教育大学大学院准教授)、「ブラック校則はなぜ存在する?～弁護士が校則指導をやってみて感じ

たこと～」、

<https://news.yahoo.co.jp/byline/jinnaiakira/20210619-00243526>

法律論では従来から様々な学説があり、校則裁判でよく引用される最高裁判例も存在していますが、社会科学的な見地から考えた場合、公教育と学校制度、成年と未成年の区別、教員の児童生徒に対する懲戒権と安全配慮義務、集団を前提とした教育活動といった法制度の下では、学校が校則を一切制定できないと考えるよりも、それぞれの学校の実情に応じて、その制度目的を達成する上で必要かつ合理的な校則を制定する権限を与えるほうが機能的であると考えられます。

では学校の目的とは何でしょうか。様々な考えはありますが、私自身は、①学力を身に付ける、②学力以外で社会に出て役立つスキルを身に付ける、③児童生徒の安全を守る、という3つの目的が最低限あると思います。

こうした目的を達成する上で必要かつ合理的な校則であれば直ちに違法とまでは言えないと考えられます。

^{もんぶかがくしょう}**文部科学省 (2010)** / 「生徒指導提要」、p205、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よいこの一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれています。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められています。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

^{おさち}**越智(1994)** / 康詞 (信州大学教授)、「校則の社会学的研究」．信州大学教育学部紀要, (83)

要するに、この指摘からも規範を客観化することには、個々の規範の内容やその適応方法につ

いての「責任」を負うという負担から、教師を「保護」する、という機能があることがわかる。規範が個人的なものであれば、教師は自己の期待を生徒に受け入れさせるに際して、個々の生徒の言い分を聞き、彼らに対して自己の期待の正しさを論証するか、さもなくば圧倒的な権力を行使し、子どもの意志を抑圧しなければならない。前者の方法（期待を柔軟に運用する）をとればとるほど教師はますます対応の恣意性や不公平さを自らさらけ出すことになってしまう。校則として客観化することには、このように一つ一つの規範に責任を負うという負担を軽減するというメリットがあるのである。

^{すずき}**鈴木 (2020)** / 邦明 (帝京平成大学講師)、「校則とは？なぜあるの？理不尽ではと疑問を感じたら」、

<https://allabout.co.jp/gm/gc/484428/>

小学校高学年から中学校、高校と成長する中で、子どもが校則に対して疑問を持つこともでてくるでしょう。様々な校則は、子どもの立場から見ると理不尽だと感じるものがあることも事実です。

ただ、多くの人が気持ち良く暮らすためのルールがまとめられているという側面もあります。

例えば、髪型（茶髪やパーマなど）や服装などについての校則は、何のためにあるのかというと、人の外見と内面の善しあしの関係、非行を防ぐ効果などについてははっきりした根拠はありません。

しかし、髪型などが華美になり過ぎると、盛り場などにおいて非合法的な商売に関わる人に声を掛けられるなど、トラブルに巻き込まれる場合もあります。そのため、規則としてどこかで線引きする必要があるのです。髪を染めることについては、どの色までは良く、どの色からは良くないということが示しにくいため、「髪を染める」こと自体を禁止としているということが現状でしょう。

^{おくだ}**奥田 (2020)** / 秀巳 (富山国際大学講師)、「校則と生徒指導に関する倫理的考察」、ぷらくしす 21

デュルケームは、『道徳教育論』において、道徳教育における規則の重要性を指摘した。デュルケームによれば、「人間の行為に規則性を与えることが、道徳の根本機能」であり、そのためには規則の尊重に基づく「規律の精神」を育むことが必要になる。デュルケームが述べる「規則」とは道徳的な規範を含めた様々な社会的な規則やきまりを指しており、彼は校則の問題に注目して規則やきまりについて論じているわけではないが、その論述の内容は校則の問題を考えるうえでも手がかりになるだろう。たとえば、デュルケームは学校での規則に関する教育について次のように述べている。

子どもが規則を尊ぶことを学び、またそうしなければならないがゆえに自制し、^{わがまま}我儘を捨てる習慣を身につけるのは、学校規則の尊重を通じてである。それは義務が持つ厳しさについての最初

の体験であって、真摯な生活はまずここから始まるといわねばならない。

このようにデュルケームは学校教育において規則を尊重する教育を進めることにより、子どもの道徳性を育むことを主張する。(p.40)

^{おくだ}**奥田 (2020)** / 秀巳(富山国際大学講師)、「校則と生徒指導に関する倫理的考察」、ぷらくしす 21

近年は、校則の存在そのものを否定するのではなく、校則の内容を再検討する形で、校則に関する見直しが進んでいる。たとえばすでに 1990 年の文部省(当時)の文章には以下のような記述がみられる。

近年、生徒の服装、頭髪、登下校、通学の方法を始め、学校における学習や生活の仕方等について様々に規制している校則をめぐって、その指導運用の在り方ともかかわって問題となるケースが生じており、その中には国民や保護者の批判を招く事態も見受けられる。校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長発達していくための行動の指針として各学校において定められているものである。しかし、校則の内容が過度に瑣末な事項にまでわたっていたり、校則に関する指導が、いたずらに規則にとらわれて一方的に行われるものである場合には、校則のもつ役割は十分に達せられない。したがって、校則が常に適切に機能するためには、校則の内容や指導の在り方が人間愛に満ちたものとなっているか、真に教育効果を与えるものとなっているか、児童生徒の実態や地域の実情、社会常識等を踏まえたものとなっているか、児童生徒に内面的な自覚を促し、自主的に守るような指導が行われているか等を十分に検証しながら、適宜見直しを行っていく必要がある。(pp.38-39)

^{すぎはら}**杉原 (2019)** / 里美(朝日新聞専門記者)、『掃除で心は磨けるのかーいま、学校で起きている奇妙なこと』、筑摩書房

「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」では、人々はどんな校則を体験したのか、年代別に調べることにした。不合理な「ブラック校則」について世論を喚起するのが目的だ。プロジェクトが 2018 年 2 月、調査会社に委託して 15 歳以上 60 歳未満の男女 2000 人と現役中高生の親 2000 人のべ 4000 人を対象にアンケート調査をしたところ、体罰などの理不尽な指導の経験は、若い世代ほど少なかったが、髪型やスカートの長さなど外見についての校則を体験したのは 10 代で多い傾向も浮かび上がった。

理不尽な指導の経験を尋ねた項目で、中学時代に教員から「軽くたたかれた」「強くたたかれた」と答えた 40 代はそれぞれ約 27%と約 31%だったが、10 代はそれぞれ約 15%と 2.5%に減少。暴力的な指導の経験は、親世代で多かった。(pp.38-39)

刈谷 (2005) / 剛彦 (東京大学大学院教育学研究科教授)、「学校って何だろうー教育の社会学入門」、筑摩書房

生徒たちが先生の言うことを聞いてくれなければ、学校のような集団生活の場は、混乱してしまいます。授業だってスムーズにできません。集団としてのまとまりをつけるためには、先生という大人がある程度、力をもって、生徒たちを指導していく必要があります。だから、生徒たちが先生の言うことを聞いているかどうか、先生たちにとって重要なポイントになるのです。(p.89)

付録 2. 事前・事後アンケートの質問形式

今回の実証研究で用いた事前アンケート①は、以下のような形式で質問を行った（写真 a）。事前アンケート②および事後アンケートに関しては、選好変化と理由の変化を正確に答えてもらうため、質問の形式を一部変更した（写真 b、写真 c）。

写真 a:事前アンケート①の設問

「日本政府はすべての公立の中学校・高等学校における校則を全廃するべきか？」というお題に関して、今のあなたの立場を教えてください。 *

1. 非常に賛成（校則を全廃すべきである）	2. 賛成	3. どちらかといえば賛成	4. どちらかといえば反対	5. 反対	6. 非常に反対（校則は全廃すべきではない）
☐	☐	☐	☐	☐	☐

その理由について、教えてください。

回答を入力

写真 b:事前アンケート②の設問

「日本政府はすべての公立の中学校・高等学校における校則を全廃するべきか？」というお題に関して、今のあなたの立場を教えてください。（先ほどの回答と違っていても全く問題ありません。） *

1. 非常に賛成（校則を全廃すべきである）	2. 賛成	3. どちらかといえば賛成	4. どちらかといえば反対	5. 反対	6. 非常に反対（校則は全廃すべきではない）
☐	☐	☐	☐	☐	☐

その理由について、教えてください。もし前回の回答と異なる回答をされた場合は、変更した理由についても教えてください。

回答を入力

写真 c: 事後アンケートの設問

「日本政府はすべての公立の中学校・高等学校における校則を全廃するべきか？」というお題に関して、今のあなたの立場を教えてください。（これまでの回答と違っていても全く問題ありません。） *

1. 非常に賛成
（校則を全廃すべきである）

2. 賛成

3. どちらか
といえば賛成

4. どちらか
といえば反対

5. 反対

6. 非常に反対
（校則は全廃すべきではない）

○ ○ ○ ○ ○ ○

その理由について、教えてください。もしこれまでの回答と異なる回答をされた場合は、変更した理由についても教えてください。

回答を入力